

令和6年第4回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月12日（木曜日）

午前10時00分 開 議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
藤 井 邦 彦	<ol style="list-style-type: none"> 1 インクルーシブ教育について 2 公営住宅政策について 3 職員の人事制度及び働き方改革について
池 田 幸 代	<ol style="list-style-type: none"> 1 自殺・自死予防策の充実に向けて 2 子どもの居場所づくり支援とサポート体制は 3 地域公共交通の空白時間帯の対応は
中 島 和 彦	<ol style="list-style-type: none"> 1 魅力ある持続可能な農業の創出とスマート農業について 2 EV車の充電設備が設置されたがその目的と周知、整備内容は 3 景観形成住民協定協議会の今後の在り方について
小 原 晃 一	<ol style="list-style-type: none"> 1 駒ヶ根高原観光地の施設整備等について 2 介護保険事業における現状と課題、今後の施策は 3 パートナリシップ宣誓制度の実績とパートナーの住民票について 4 R6年農産物の被害状況と支援策、今後の施策は
竹 村 知 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもへの金融教育の必要性と現状は 2 災害時に拠点となる重要施設の上下水道の耐震化の状況は 3 若年女性が都会へ流出する現状と対策について 4 耳が聞こえにくい人が円滑に会話できるサポート体制は 5 誰もが投票しやすい環境作りについて
福 澤 美 香	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線定刻チャイムに「駒ヶ根市の歌」を採用したらどうか 2 地区役員などの女性参画推進の取り組みについて 3 「自治組織の在り方検討会」の今後について

第3 追加議案の上程及び提案説明

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

出席議員（15名）

1番	竹上陽子	2番	小林敏夫
3番	今堀雷三	4番	福澤美香
5番	小原晃一	6番	池田幸代
7番	中島和彦	8番	押田慶一
9番	藤井邦彦	10番	竹村 誉
11番	氣賀澤葉子	12番	中山万宝
13番	竹村知子	14番	宮下 稔
15番	小原茂幸		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊藤祐三	副市長	小平 操
教 育 長	本多俊夫	総務部長	小澤一芳
教 育 次 長	赤羽知道	企画振興課長	久保田浩人
総務課長	中島 憲一	財政課長	福澤 修
民生部長	北原 純	産業部長	市村義美
建設部長	小林 哲	会計管理者	横山 健

事務局職員出席者

局 長	下平和弘
次 長	車田庄治
主 査	伊藤優子

本日の会議に付議した事件

議事日程（第3号）記載のとおり

午前10時00分 開議

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長（小原 茂幸君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

これより本日の会議を開きます。

議員定数15名、ただいまの出席議員数15名、定足数に達しております。

日程はタブレットに配付してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

日程第1 諸般の報告をいたさせます。

○局長（下平 和弘君） 報告いたします。

12月5日付にて市長から次のとおり追加議案の送付がありました。

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）の補正予算1件、以上でございます。

○議長（小原 茂幸君） 日程第2 昨日の会議に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位7番、藤井邦彦議員。

〔9番 藤井邦彦君 登壇〕

○9番（藤井 邦彦君） 皆さん、おはようございます。（一同「おはようございます」）無会派の藤井邦彦でございます。

本日も大変タイトですので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

最初は「インクルーシブ教育について」です。

インクルーシブ教育は障がいのある子どもとない子どもが共に同じ学校、教室で学ぶことを通して共生社会の実現に貢献しようという考え方で、2006年12月の国連総会で採択された障害者の権利に関する条約で示されたものです。

日本においても同条約の批准に向けて2011年8月に障害者基本法が改正され、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮を行うことが示され、障がいなどの特性に応じたきめ細かな教育により障がいのある子どもの能力を可能な限り伸ばすことが求められています。

また、障がいのある子どもが公教育から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなども必要とされています。

インクルーシブ教育は特別な支援を必要とする子どもとほかの子どもの双方にとって効果的であるとされており、障がいのある子どもにとってはコミュニケーションスキルや社会的スキルの改善、多くの教育的成果、学校卒業後の適応などの効果が、また障がいのない子どもにとっても障がいを持つ人へのポジティブな態度や認識の発達などの効果が挙げられていて、まさに共生社会実現への第一歩だと思います。

駒ヶ根市におきましても、教育委員会の会議議事録などを見ますと、本多教育長がインクルーシブ教育に対する重要性を示されています。

ただ、私の理解力不足もあるのですが、いま一つインクルーシブ教育の取組がつかめません。

そこで、駒ヶ根市におけるインクルーシブ教育の現状と課題についてお聞きします。

それと、もう一つ、先ほど合理的配慮と申しました。子どもたちへの配慮が書かれている一方で、学校の設置者及び学校に対して過度な負担を伴わない範囲でも記されています。少し曖昧な言葉で、私はこれを根拠に支援の範囲が狭まることを懸念いたします。

駒ヶ根市における過度な負担とは具体的にどういったことが想定されるかについてもお聞きします。

壇上からは以上といたします。

〔9番 藤井邦彦君 降壇・質問席へ移動〕

〔教育長 本多俊夫君 登壇〕

○教育長（本多 俊夫君） 駒ヶ根市でも、障がいや病気の有無、国籍、性別など、様々な違いや課題を超えて全ての子どもが同じ環境で学び合えるよう、インクルーシブ教育に取り組んでおります。

障がいのある子につきましては、特別支援教育支援員や介助員を配置して障がいのない子と同じ学びができるよう学習活動等のサポートをしております。

外国籍の子につきましては、外国籍児童生徒支援員を配置して言葉等に困らないように支援をしております。

また、合理的配慮や授業のユニバーサルデザイン化に配慮しながら学校運営を行っているところでございます。

具体的な取組としまして、学校によっては、教室や授業においても誰もが分かりやすく、過ごしやすくするために、学習の理解力に個人差がある場合には難易度が選択できるプリントを用意するなどして自分に合う学習を進めております。

また、校外学習を不安に思う児童がいる場合には、一緒に行く職員が学習支援に入ったり、困ったときに誰を頼ればよいかをはっきりさせてから、見学などしやすくなるような配慮を行っております。

また、大きな声が苦手な子どもには小さな声でゆっくりと分かりやすく話すようにしたり、じっとしてられない子どもには説明は短く端的に行ったりもしております。

障がいのある子どもに対しては周りからのサポートが不可欠でございますけれども、障がいの違いに応じてサポートの種類や注力度合いが異なります。教員がどこまで支援をするのか、見極めがなかなか難しく、過剰な配慮をしてしまうと子どもにとっても教員にとっても負担が大きくなってしまふことが考えられます。そのために、自然な流れで児童生徒の立場に立って進めていくことができるようにすることが現在の課題でございます。

〔教育長 本多俊夫君 降壇〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

○9番（藤井 邦彦君） お聞きしました。インクルーシブ教育について様々な取組を進められているということで、理解をいたしました。

自然の流れの中でということは大変難しいことではありますが、日々頑張っておられる教員の皆様方には敬意を表したいと思います。

それと、今、子ども課の皆さん、不登校の親の会の皆さんとともに話合いの場を持って、問題解決に向けて真摯に聞き取りを続けておられます。インクルーシブ教育についても、アンケートとか、そういったことだけではなくて、親や子どもとの話合い、聞き取りの場を設けていただいて、生の声をさらに聞くことで、現状把握と、

それから課題の解決に結びつけていただきたいと、そのように思います。

あと、合理的配慮につきましては、やはり実際にそのときにならないと分からないことも多いのかもしれませんが、しかし、学校の都合だけで基準を設けて支援を切ってしまうことだけはないよう、もちろん今もないとは思いますが、今後も子どもに寄り添って取組をしていただきたいというふうに思います。

それでは次にまいります。

現在、市では、発達特性のある子どもへの支援は個人ごとに行われており、その対応は、今、教育長さんからもありましたが、県職員のスクールソーシャルワーカー1名、この方は複数の自治体を担当されています。そしてスクールカウンセラー、市としては、各学校の教頭先生をリーダーに、生活相談員、中学校に各1名、子どもと親の相談員、小学校5校中3校に1名ずつの合計3名、そのほか、ほとんどの学校に特別支援教育支援員がいらっしゃるって、多くがこの方々に委ねられております。

対象の子どもはというと、就園・就学支援委員会で対象者とされた子どもが、令和5年度、保育園45人、小学校38人、中学校13人、令和6年度は、途中ですが、直近の人数が保育園57人、小学校35人、中学校1人となっていて、支援員、相談員などの方々だけで個人ごとの対応を行うことは難しいでしょうし、また、その方々の御負担はあまりにも重いのではないかと推察いたします。

インクルーシブ教育は、そういった専門の支援員、相談員の方々とともに一般の教職員の方にもしっかりと連携を取りながら対応していただければならないと考えますが、教員不足と言われる昨今、なかなか難しい現実も理解しますし、財源的な課題もあるでしょうから、簡単に人を増やすということもできないと思います。

しかし、難しいからといって先送りするわけにもいきません。

私は、インクルーシブ教育を全ての教職員や支援員、相談員、そして地域の方が一緒になって1人当たりの負担を軽減しながら行っていくことが肝要だと感じます。そのためには、教職員のインクルーシブ教育に関する知識を豊かにして、理解を増やすための研修などを今よりもさらに強化していくことが必要で、それがひいては教職員の方々の負担軽減や子どもへの支援拡充にもつながると考えます。

知識、理解以外にも、インクルーシブ教育に携わる教員は、教育現場における子どもの成績だけでなく、生活習慣や家庭環境などの把握、配慮が必要となりますが、働きかけ次第で教員の意図とは反対に子どもを学習から排除する可能性があるため、教員が慎重な対処をできることも必要で、そういった意味においても全ての教職員が実践的な研修を受けられることも極めて重要だと考えます。

そこで質問ですが、こういった考え方も含めまして、現場の支援体制強化について市の考え方をお聞きします。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長(本多 俊夫君) 駒ヶ根市では、議員もおっしゃられましたように、特別支援教育支援員や生徒相談員、看護師などを市の予算で配置しております。

また、県からは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、派遣されておまして、それぞれ役割を分担して対応しております。

市費の職員につきましては、子どもの様子を第一に考え、学校長の意見や要望を聞きながら学校ごとの状況を考慮して配置しております。子ども1人につき支援員を1人配置する場合やクラスに1人支援員を配置する場合

など、子どもたちが安心・安全に自立して学校生活を送れるよう考えながら配置をしております。

募集をかけてもなかなか集まらない職種もございますけれども、市は他市町村と比べても手厚く配置できていると思っております。

インクルーシブ教育を推進するに当たりましては、専門の職員のみならず、議員のおっしゃいますように、全ての職員が特別支援教育などに関する知識や技能を有していることが大切だと考えております。

支援体制強化につきましては、研修、また実践的研修のほかにも、携わる人、全ての人々が包括的に関わられるように、担当業務の壁を取り払って、つないでいくことをテーマに掲げて教職員の資質向上を図ってまいりたいと動き始めているところでございます。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

〇9 番（藤井 邦彦君） お聞きしました。支援体制につきましては動き始めているということで、大変安心いたしました。

繰り返しになりますが、財源はあまりない、人にも限りがあるという中で、専門職以外の方も、子どもに関わる方、全ての人と一緒に考えて1人当たりの負担を減らすということが肝要だと思います。引き続き支援体制の強化に力を入れていただきたいと、そのように思います。

さて、次です。

須坂市に市立須坂支援学校という学校があります。こちらは、長野県で唯一、市立の特別支援学校で、平成23年に開校しました。「障がいのある子もない子も、地域の子どもは地域で育てる」「障がいのある人も安心して生活できる地域社会へ」という須坂市の理念に基づき教育活動を推進されています。

須坂小学校と同じ校舎の中に小学部と中学部が設置され、小学校と特別支援学校が共にある環境の中で共生社会の担い手となる子どもたちが育っています。

もともとは長野養護学校小学部須坂分教室として平成22年4月に開室されましたが、その1年後には、その発展形として須坂市立須坂支援学校となり、共生社会実現に向けた取組を進め、現在、この須坂支援学校は地域の小中学校からの要請に応じて児童生徒の教育相談や教員の研修を行うなど、特別支援教育におけるセンター的機能の充実が図られています。

この須坂支援学校は今申し上げたように市の理念に基づいて設置されており、特別支援教育に対する強い意志を感じますし、また特別支援教育のセンター的機能を持った学校があることは——先ほどの質問でも触れましたが——より実践的な研修の場としてインクルーシブ教育を力強く推進する意味においても先進的な取組だと考えます。

駒ヶ根市には伊那養護学校はなももの里分教室があるから必要ないのではないかという考えもあるかもしれませんが、あえてお伺いいたします。

市はインクルーシブ教育をより強く推進するためにも特別支援学校の設置、併設を検討する考えはないでしょうか。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長（本多 俊夫君） 現在、駒ヶ根市には伊那養護学校の分教室が中沢小学校と東中学校に設置されているため、市として、別途、特別支援学校を併設する考えはございません。

この伊那養護学校の分教室は、ノーマライゼーションの理念に基づきまして障がいのある者もない者も地域で豊かに学べる教育環境づくりを進めると、そういう目的の下、平成20年度に長野県で2番目の特別支援学校であります伊那養護学校の分教室として開始されたものでございます。

須坂支援学校と同様に特別支援教育の支援センター的機能も備えておりまして、子ども課とも連携しながら取組を進めております。

この分教室が学校内にあることのメリットとしまして、中沢小、東中の児童生徒と分教室の児童生徒との交流が日常的に行われ、思いやりの心や相互理解、よりよい人間関係の形成など、自然に育まれるということが挙げられます。ぜひ議員も御参加がいただければ、それが分かるのではないかとというふうに思われます。

これからも、児童生徒だけではなくて、地域とのつながりも大切にしながら運営してまいりたいと考えているところでございます。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

○9番（藤井 邦彦君） 御答弁をいただきました。

目的は一緒ということでございますが、設置主体が違うということでございます。須坂市の場合は市の理念に基づいてされているというところに大変感銘を受けましたし、駒ヶ根市も将来的にはそういうことがあってもいいのではないかとという思いで質問をさせていただきました。

また、今後、これを否定することなく、またどこかの場面で検討することもあってもいいのかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では次の質問です。

次は「公営住宅政策について」でございます。

公営住宅政策は、これからさらに増加するであろう高齢者の独り暮らし、外国人や独り親世帯、障がい者世帯、低所得世帯などの生活の安定と社会福祉の増進に寄与することも目的となっており、そのためにも公営住宅の整備が必要です。

駒ヶ根市における市営住宅は、11月末現在、7団地63棟357戸、それにセーフティーネット住宅は約260戸ストックされていますが、市営住宅の入居率は令和4年度が66.2%、政策空き家69戸を除いても81.8%と低く、老朽化や耐震化などに課題があることも理由ではないかと思えます。

東飯坂団地や経塚団地などを除く既存団地では耐用年限を超えた住宅も251戸と多くなっており、これ、全体の69.5%ですが、と多くなっておりまして、生活に不自由がないよう今も行われているユニットバス化やバリアフリー化、また安心して暮らすためにも耐震化や断熱化などの住宅改良も必要で、長寿命化が急がれます。

老朽化以外の課題としては高齢化への対応があると考えます。

令和4年度、市営住宅を利用している239世帯のうち71世帯、実にその30%が65歳以上の高齢単身世帯です。高齢者世帯全体では134世帯で56%となっており、さらに高齢化が進めば見守りサービスや介護サービスの提供をより充実させて高齢者の孤立の防止に力を入れる必要性を感じます。

市では、国の事業に沿って、令和6年度からの10年間の計画である第3期駒ヶ根市公営住宅等長寿命化計画の中で公営住宅の長寿命化とLCC——ライフサイクルコストの縮減に力を入れているとしています。

この計画の中で住宅改良などの長寿命化を粛々と進める一方で、そうはいつても耐用年限を過ぎた住宅も251戸とかなりの戸数ありますし、利用者ニーズが変化することなども踏まえれば、この計画にとらわれずに将来の駒ヶ根市の公営住宅の在り方などを並行して考えていく必要もあるのではないかと考えますが、市は公営住宅に対する将来ビジョンをどのようにお考えかお聞きをします。

それと、もう一つお聞きします。

長寿命化以外の一つの考え方として、現在のセーフティーネット住宅の充実という面で民間と連携していますが、それに加え、民間との新たな連携強化、例えば公民連携会社を設立して建設、管理を民間が主に行うような方法などは模索できないでしょうか。

市の計画にある建て替え事業についての考えを要約すると、建て替え事業の予定は現段階ではないが、若者などの市外流出に歯止めをかける定住化を図る対策として、また若い世代や子育て世代だけでなく、高齢者や障がい者などの多様なニーズを踏まえて、今後、建て替え事業を実施するか検討していくとしています。

ですが、現実問題として、よほど有利な起債などがなければ、駒ヶ根市の場合、財政的に厳しいのではないかと思います。多様なニーズに対応するためにも地域企業の力を活用する方法を今から検討するべきではないでしょうか。

今年度も公営住宅ストック総合改善事業などの国の事業に基づいて長寿命化改善事業に2,550万円予算計上されていて、計画では来年度以降も多額の費用がかかる予定となっています。この事業は、国の補助率はおおよそ50%だと聞いております。

長寿命化が悪いわけではありませんが、長寿命化にも多額の費用がかかりますし、耐用年限30年の住宅で経過年数が50年60年となっているところもあり、いつまでも今の住宅を保てるわけではないと思いますので、次の手として民間企業とのさらなる連携も必要不可欠だと考えます。

福岡市では、公営住宅に公民連携のスキームであるPPPの代表的手法、PFI——民間資金活用の導入を行い、公営住宅の建設、管理に民間企業を積極的に活用しコスト削減を実現しました。設計から維持管理まで民間に委託し、市は品質管理や規制に集中することで財政負担の軽減と効率的な運営を実現されています。

また、大阪府大東市では、老朽化した公営住宅を公民連携で会社を興し建て替えた事例もあります。

自治体規模が違うと言われるでしょうが、ほかにも全国で公営住宅に限らずPPP、PFIの事業は行われております。

駒ヶ根市には多くのこれに関連する会社があります。お互いにとって有益な連携を図り、駒ヶ根市を持続可能都市とするために、この分野においても協働を模索することは可能ではないかと思いますが、市は公営住宅政策に民間活力をさらに活用する考えはあるでしょうか。

以上2点についてお伺いいたします。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

市は、現在、7団地357戸の市営住宅を管理しております。

御紹介いただきましたように、令和5年度には公営住宅のストックの適切なマネジメント、そして長寿化に資する予防保全的な管理を総合的に推進することを目的に駒ヶ根市公営住宅長寿命化計画第3期を策定しております。

この計画では、住宅セーフティーネット機能の確保、高齢化社会への対応、住環境の向上、老朽化への対応を課題といたしまして、次に掲げます4つの基本方針を基に取り組んでおります。1つ目が安心して暮らせる住宅セーフティーネットの推進、2つ目が安全性や利便性を考慮した公営住宅等の集約化、3つ目はストックの現状把握、修繕の実施、データ管理、4つ目が長寿命化及びライフサイクルコストの縮減であります。

また、御指摘いただきましたような低所得者や高齢者の方への配慮が必要な世帯を含めまして、将来にわたって適正規模の市営住宅の供給を図るために、国の指針であります住宅確保要支援者世帯数推計支援プログラム、これを活用しまして、2035年の著しい困窮年収未満世帯数、これを532世帯と想定しております。これに対しまして県営住宅が28戸、民間のセーフティーネット住宅が240戸、そして現在の市営住宅を357戸から295戸へすると、こうした目標管理戸数を定めて取り組んでおります。

次に、公営住宅施策への民間活力の活用についても御提案をいただきました。

御指摘のような建て替え問題に民間活力を活用するという御提案もありますが、市としまして大きな課題として考えますのは、単身世帯の増加や持家率の低下等によりまして、要配慮者の方への賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズ、これが高まる一方で、孤独死や死亡後の残置物処理等への不安から、単身高齢者など要配慮者の方に対しまして家主の皆さんの拒否感が大きくなっております。一方で、賃貸の空室は一定数存在しております。

こうした状況を踏まえますと、家主の皆さんが賃貸住宅を提供しやすく、そして要配慮者も円滑に入居できる、こうした市場環境の整備が必要だと考えます。

これを目的としまして、住宅確保配慮者に対しまして、賃貸住宅の供給促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法と言われておりますが、これと生活困窮者自立支援法の一部が改正をされまして、今後施行される予定であります。

この改正に伴いまして、居住支援法人等が要配慮者の方のニーズに応じて安否の確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎなどを行う民間住宅としまして居住サポート住宅が位置づけられます。で、これを市町村長が認定をすると、こうした制度が始まります。

また、法律上の定義に居住の支援ということが明記をされまして、自立相談事業で住まいや入居後の生活支援の相談に対応するということが明確に規定されております。

こうしたことを踏まえまして、民間事業者、そして市の住宅部局、そしてさらに福祉部局、それから先ほど申し上げました居住支援法人、こうしたものが連携をしまして地域の居住支援体制の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

○9 番（藤井 邦彦君） 御答弁をいただきました。

将来ビジョンとしては長寿命化計画に掲げる方針を粛々と実行していくことと捉えました。であれば、おっしゃ

るように、要配慮世帯含め、いつまでも安心して暮らすことができるよう、先ほど、市長、管理戸数だと、数のお話をされましたが、その数だけではなくて、長寿命化の内容、住む方々に寄り添った、つまり住む人の意見にも十分配慮したものにしていきたいと思えます。

昨年ですか、実施されました入居者アンケート、回収率が55%だとお聞きしました。さらに多くの方々の声、御意見が反映できるよう取組を望みます。

公民連携に関しましては、国の新たな施策を検討していくということだと思えます。それはそれとして、いいとは思いますが、国の方も、PPP、PFIもそうなんですけど、公民連携を進めていこうという事業を進めておりますので、ぜひよい連携を模索していただきたい、そのように思えます。

そして、PPP、PFIにつきましては、公営住宅だけではなくて、例えば今課題になっている新病院などの公の施設や公園についても民間活力を生かせるよう、さらに公民連携を研究し、進めていただきたいと、そのように思えます。

では、最後の質問項目、市職員の人事制度及び働き方改革についてです。

公務員の人手不足、成り手不足、若手職員の退職者の増加、メンタルヘルス不調者の増加、それに社会の多様化、複雑化による仕事量の増大など、公務員を取り巻く労働環境は変わってきています。このまま行くと大きな社会問題となるのも遠くはないと感じており、広義の人事制度や公務員の働き方改革など、改善を早急に考えるべき時期に来ていると思えます。

そこで、これらに対する市の考えをお聞きします。

社会の変化とともに民間企業では様々な改革に取り組まれています。時代の変化に対応できなくては競争力が落ち、人事制度を整えなければ人手不足となり、生き残っていけない、つまり企業の存続が危ぶまれる状況になるからです。

一方、地方公共団体はどうでしょうか。地方では、人口減少が進む中、持続可能な町となるよう、ある意味、生き残りをかけて各自自治体が様々な施策、事業を展開していますが、人事制度に関しては少し民間に後れを取っていると感じます。

依然として年功序列型の昇進昇給、会計年度任用職員など非正規職員への待遇改善の遅れが指摘され、そのことも若手職員の早期退職や保育士などの人材不足の常態化の一因にもなっているのではないかと感じます。

その上、仕事の複雑化や人間関係などによるメンタルヘルスの不調者も増え、そのことを相談できる環境も整っていない自治体も多いと聞きます。

ともすれば人事制度の改革は後回しになりがちですが、職員が生き生きと活躍できる土壌をつくることは施策、事業を行う上においても大変重要で、しっかりと考えていかなければなりません。

市も考えておられるとは思いますが、その中で駒ヶ根市における人事制度の課題は何だとお考えか、まずそのことをお聞きします。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

人手不足が全国的に深刻化している中で、保健師や土木技師など、資格有資格者も含めて、駒ヶ根市も職員の

確保が難しい状況になっております。会計年度任用職員についても同様であります。他の自治体や民間事業者との人材確保の競争は激しさを増していると考えます。

こうした状況を踏まえまして、市としましてはモチベーション向上につながる人事評価制度の運用や行政課題に対応できる人材育成制度の充実が課題と考えます。中長期的には、人口減少が進む中で、限られた職員で市民サービスの質を維持、向上していくという課題もございます。こうした課題に取り組み、持続可能な行政運営、体制の構築を目指してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

○9 番（藤井 邦彦君） 御答弁いただきました。

様々な課題を認識されているということが分かりました。

人材育成制度等につきましては、この後の質問でもいたしますので触れませんが、大体認識しているところは同じではないかというふうに感じました。

それでは次の質問に参ります。

政府は地方創生交付金を2倍にするとしています。しかし、地方創生が叫ばれて10年、自治体の様々な施策、事業がコンサルタント会社などへ外部委託され、いわゆるコンサル依存になっている自治体もあり、金額が増えなくても、結局、外部に持っていかれるのではないかと危惧する見方もあります。

最近、経済誌でも取り上げられていましたが、私の考えも含め、その問題点を幾つか挙げると、政策やプロジェクトが失敗したときの責任の所在が曖昧になる、外部の意見ばかり聞いていると市民からの信頼が低下する、コンサルに依存することで外部視点に過度に影響される可能性があり、地域や住民のニーズとかけ離れる可能性が大きくなる、補助金に頼っても高コストになりがち、職員の知識やスキルが蓄積されず、成長のチャンスを逃し、職員が育ちにくい、また長期的視点での持続可能性が損なわれ、いつまでもコンサル依存が続くなどです。

私は、そのときだけの外部委託よりも、職員の皆さんに教育、研修などの投資をして、その能力をさらに高めることが地方創生にとってとても重要だと考えます。

そういった視点で見ると、駒ヶ根市の人材育成にかかる費用は少ないと感じます。採用試験を除くと、令和5年度は417万2,000円、うち派遣旅費が268万4,000円ということですので、正味148万8,000円しかないと感じます。長野県市町村職員研修センターの研修など費用のかからない研修もありますが、それにしても少ないように感じます。

人数ベースで見えますと、令和5年度に研修を受講した職員の人数は階層別研修が80人、専門研修は45人で、合計125人の概数だとお聞きしました。その他研修という枠で190人いらっしゃるということですが、同一職員の複数回受講をそれぞれカウントした延べ人数ということで、職員数からするとやはり少ないと感じます。

これだけ複雑化する時代にあって、職員の皆さんは様々な場面で対応に苦慮されることも多く、今までの経験、スキルでは対応できないこともあると思います。

もちろん、現在の職員の皆さんの仕事量が増えている現状から時間的に厳しい部分があることも理解はしていますが、職員の皆さんが研修などを通じて学び、スキルアップすることは、結果として市民への貢献にもつながります。

現状を踏まえ、今後の職員の研修などへの投資に対する考えをお聞かせください。

それと、もう一点、現在、先ほど市長も述べられました、建築士、それから土木、看護師、保育士などの専門的知識や資格を持ったスペシャリスト型職員がいらっしゃいますが、それ以外の分野でも能力や適性、あるいは本人の希望などによってスペシャリスト型職員を増やすことも考えるべきではないかと考えます。ただし、昇給や昇進のデメリットとならないよう配慮した上でですが。

これからの時代、ジェネラリスト型職員とスペシャリスト型職員という働き方の多様性があってもよいというか、ダイバーシティの観点からもそういった選択ができるようにすることは必要ではないでしょうか。もちろん、入職当初からということではなく、何らかの規定をつかった上です。

今の人事異動の在り方では、例えばしっかり観光を理解して取り組んでいきたいと考えても、分かりかけた頃に異動するということになりかねません。

スペシャリスト型職員がいれば、何か大きな課題、またはプロジェクトがあっても外部委託に頼ることなく職員の力で解決することが可能になる、そんなことも増えてくるのではないのでしょうか。

どうでしょうか、専門職以外の方にも長期的視点に立ってスキルを蓄積しながら働いていただくスペシャリスト型職員を増やすという考えはないのでしょうか。

以上2点について御答弁を求めます。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず研修についてであります。

職員の人材育成は非常に重要だと認識しておりまして、必要に応じて機会を設けております。毎年度、職員研修計画を策定し、これに基づき計画的な研修を実施しております。

研修は、新規採用職員研修や中堅職員研修などの階層別研修、法制執務研修や税務関係研修などの専門研修、そしてリーダーシップ研修や人事評価研修、先進地視察研修などその他研修の3つに分類されまして、体系的な人材育成に取り組んでおります。

5年度の研修は、階層別研修に80人、専門研修に45人、その他研修190人、延べ315人の職員が参加しております。議員が御指摘されたのはこの研修のことだと思います。

しかし、これは総務課が主催する研修でありまして、それ以外に多くの研修がございます。国への職員派遣研修、あるいは各課における専門的な研修、多岐にわたっております。例えば飯田国道事務所への実務研修派遣、また企画振興課におけるDX推進者養成研修、地域保健課では保健師のキャリアアップ研修プログラムなど、職務に応じた専門性の高い研修機会を確保しております。

県の市町村研修センター主催の各種研修は受講料不要ですので、効果的な研修実施が可能となっております。

また、コロナ禍以降、ウェブ研修の活用も進み、効率的に研修に参加できる環境も整っております。

一方で、複雑化する行政課題に対応するには、より一層の職員の能力向上、不可欠だと認識をしております。今後も専門性の高い分野における外部研修の機会の拡充、若手職員の育成に重点を置いた研修プログラムの充実などにつきまして取り組んでまいります。

次にスペシャリスト型職員であります。

一般行政職員につきましては、まずはジェネラリストとして幅広い行政分野に対応できる人材の育成を目指すことを基本としております。特に若い職員には様々な部署での業務を通じて行政の仕組みや市民サービスの全体像を理解してもらう必要があります。このため、定期的な人事異動を通じまして多くの経験を積み重ねられるよう配慮をしております。将来、市の組織だけではなくて、地域社会のリーダーとしても活躍できる人材を育てたいと考えております。

御指摘のような本人の希望があれば、またスペシャリスト等々、そこにつきましては検討をしてみたいと考えます。

一方で、この行政課題、日々専門化しておりまして、内部の人材育成だけで十分カバーできるものではございません。市としましては、より深い知識を持っている外部の専門人材の積極的な活用も効果的だと考えます。

例えば、シルクミュージアムの活性化事業では、生物資源を専門とし、学芸員の資格をお持ちの地域おこし協力隊員を受け入れております。展示の刷新、蚕の在来種復活プロジェクトなど、専門的な知見を生かして取組を進めていただいているところであります。

また、DXの推進では、地域活性化企業人制度を活用し、民間のデジタル専門人材を登用しまして住民の利便性向上や業務効率化に大きな成果を上げ、市としましてDXの具体的なスケジュールをつくることができました。

こうした専門的な知識、経験をお持ちの外部人材の任用、そして会計年度任用職員の方の雇用、それから民間事業者への委託、様々な手法を組み合わせることで日々高度化していく行政需要に対しまして対応をまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

○9 番（藤井 邦彦君） 御答弁をいただきました。

私が認識したのは315人ということで、総務課の所管ということでしたので、ちょっと少し認識が違うところもありましたが、それにしましても、スキルアップを図りたいという職員が、仕事量の多さとか、あるいは時間のなさを理由に受講できないということがないよう取り計らっていただきたいと思います。市からの命令だけではなくて、本人がやりたいという意識も尊重していただきたいと、そのように思います。

あと、スペシャリスト型職員につきましては、専門職の方を採用するなど、いろいろな取組をしてということではございますが、複雑化、多様化する社会の中で、また先ほど申しましたように時代の要請でもあるダイバーシティーの観点からも、これから必要になってくると思います。前向きに御検討をいただきたいと、そのように思います。

それでは最後の質問です。

総務省の地方公務員の退職状況等調査によると、2022年度の自治体職員の退職者が2013年度に比べ2.2倍に増えたとのことでした。

信濃毎日新聞に載っていた自治労長野県本部の話では、若い世代を中心に県内でも明らかに辞める人が増えていて、自分に合った仕事を求めて転職する人がいる一方、自治体職員の業務に嫌気が差して離職する人も目立つといます。また、小泉政権が公務員の人員削減を進めて以降、業務量が増えた上、少子高齢化に伴って業務が

複雑化したことなども理由に挙げています。

3月の一般質問で、私は市職員の早期退職傾向の記事を引用して、現場で聞いた市民の要望をかなえようと奔走した挙げ句、予算などの面で事業化できずに終わり、市職員としての限界を感じたと答えた方がいたと言いました。

時代は変わってきていますので、昔のように終身雇用が当たり前の時代でないことは承知しております。スキルアップをして別の職場で働くことも普通だと思いますが、辞める方、全員が全員、そうとばかりは言えません。そういう時代だからと片づけず、少なくとも今言ったような理由で辞める方を減らさなければいけないと思います。

先ほど来、触れているように、社会の多様化、複雑化による仕事量の増大、仕事や人間関係でのメンタルヘルスの不調者増加などが全国的な傾向としてあり、これらの対策として正規、非正規の雇用形態によらない公平な待遇の確保を図りながら公務員の働き方改革が動き出しています。

それと同時に、業務の効率化、手続の簡素化など、自治体DXの取組も全国的に進んでおり、駒ヶ根市においても第5次総合計画において自治体DXの推進をうたい、取り組まれています。これも職員の負担軽減につながり、働き方改革の一助になると考えますし、市民の利便性の向上にも役立つことでもありますので、さらに推し進めていただきたいと思います。

7月に総務省が発表した自治体におけるAI、RPA、これはロボティック・プロセス・オートメーションの活用促進を見ると、令和5年12月31日現在——ちょうど1年前になりますが——政令指定都市を除く市区町村ではAI導入が全体の50%、RPA導入も41%となっています。

令和2年3月議会で竹村知子議員がRPAについて質問された際、大規模自治体ほどの効果は期待できないという趣旨の答弁があったようですが、それから年月もたっていますし、導入した自治体、小規模自治体でもかなり効果を上げているところもあるそうです。

以上のことを踏まえて、駒ヶ根市における職員の働き方改革、行われているようでしたらその改革の内容、進捗状況、それと職員の負担軽減などにより働き方改革にも寄与するRPAなどのDXの今後の取組についての考えをお聞かせいたします。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

働き方改革の制度面の整備であります。人事院勧告に基づきまして令和3年度に男性職員の育児休業取得促進や不妊治療休暇の新設、非常勤職員の育児参加休暇の有休化を実施いたしました。4年度には育児休業取得回数制限緩和、5年度には新卒職員の初任給引上げをそれぞれ実施しております。

働き方改革であります。毎週水曜と金曜日はノー残業デーとしまして行っております。年次有給休暇の計画的取得の推進にも努めております。また、メンタルヘルス対策としまして産業医による健康相談窓口を設けております。

こうした職員の健康管理への取組が評価をされまして、駒ヶ根市は経済産業省による健康経営優良法人の認定を県内自治体では初めて受けております。

行政DXの取組につきましては、令和4年6月にDX戦略を策定し、5年間のタイムスケジュールを設け、本格的に推進をしております。例えば文書管理や勤怠管理、電子決裁システムの導入によりまして文書の決裁や保存、勤怠の手続は電子化されております。

職員間のコミュニケーションや情報共有、日程調整につきましても、チャットや共有カレンダーの活用によって大幅に効率化が進んでおります。

本年度は、さらに文書作成や情報整理の効率化のために生成AIの実証実験を始めております。通知発送作業の効率化に向けたデジタル通知の実証実験も並行して進めております。

先月——11月には窓口での手続の利便性向上と事務処理の効率化を目指す窓口改革プロジェクトを立ち上げました。事務処理や動線の見直しと併せまして、電子申請の拡大など、市民サービス、そして職員の業務効率の向上、双方を進める取組としてさらに進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔9番 藤井邦彦君 起立〕

○9 番（藤井 邦彦君） 御答弁をいただきました。

働き方改革については、駒ヶ根市は大変進んでいるということでございます。制度を整えたり残業をなくしたりということでございますが、職員の皆さんがさらに働きやすくなるように、実効的な取組、制度を整えることは大変大切です、ノー残業デーを設けることも大変大切なんだとは思いますが、さらに踏み込んだ形で取組を進めていただければいいのかなというふうに思います。

そして、DXへの取組につきましては、5次総で示されたような施策、事業、様々進められているようございます。

RPAにつきましてはまだお考えになっていないというか、考えだと思えるんですけども、5年前の平成30年には政令指定都市を除く市区町村のAI導入済みのところが4%、RPA導入が3%——平成30年です。それが1年前には、先ほど申し上げましたようにAIが50%、RPA41%ということで、市区町村では4年間で10倍以上、急激に伸びているということも事実でございます。なんで、このことも今後研究をしていただきたいと期待をしたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終わります。

〔9番 藤井邦彦君 着席〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて藤井邦彦議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は午前11時5分といたします。

休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位8番、池田幸代議員。

〔6番 池田幸代君 登壇〕

○6 番（池田 幸代君） 皆様、こんにちは。会派アルプス、社会民主党の池田幸代です。

今年も年末年始が近づいてまいりました。私は、年末年始は大学4年生の1993年から東京山谷での越冬と言われる炊き出し、夜回りなどの活動に参加してきました。毎年恒例になっておりまして、一年で最も忙しい時期という感じで過ごしてきました。最初の越冬ではエネルギー配分が分からず、朝から夜まで動き回り、終わってから過労で1週間くらい寝込みました。

現在も全国各地で野宿者や生活困窮の人たちの生活支援をしている仲間たちから命や暮らしをつなぐために様々な物資や食料の支援要請が入り、全国の仲間たちに声をかけたり、地元の農家さんや仲間たちから農作物をいただき、それを最も必要な現場に送ってまいります。私が地元に戻ってきてお米や野菜や果物を下さる皆様とつながれたことが本当にありがたいとつくづく感じています。

自分の政治信条として最も困っている人の隣にいたいと思っています。

さて、通告に従い、今回は自殺、自死を防ぐための取組の推進、子どもの居場所づくり支援、地域公共交通について質問いたします。

まず自殺、自死を防ぐための取組についてお尋ねします。

私は10月9日に行われた駒ヶ根主催のいのちと健康を考えるシンポジウムに参加しました。冒頭、主催者を代表して伊藤市長は、駒ヶ根市では過去10年間に67人が自殺している、30代と70代の男性が多い、原因は健康問題や仕事関係の悩みだと挨拶をされました。

このシンポジウムは、本市の地域包括支援センターの社会福祉士の安部宏美さんの息子さんが過労自死をされ、同僚で今回のシンポジウムを企画した保健師の松澤澄恵さんがこのようなことを繰り返さないためにどうしたらよいかを考え、実現したとお聞きをしました。松澤さんによれば、安部さんが息子さんを亡くしたとき、悲しみとともに怒りを感じたと指摘をされました。働く現役世代が減少していく中、いっぱいいっぱいになりがちな職場で働く人たちがお互いに声をかけたり心配をし合うことが重要だと考えたそうです。

確かに自治体行政で労働分野はそれほど管轄内ではないので踏み込んだ内容だとの御評価もあったそうですが、自死遺族当事者として発言くださった安部さん御夫妻、企画された民生部地域保健課職員、企画を実現した市長をはじめ職員、参加された多くの市民の方々に敬意を表します。

当日の様子を少し紹介したいと思います。

講師として参加くださった神奈川過労死などを考える家族の会代表の工藤祥子さんは「健康で働き続けるために ～仕事を起因とする自殺防止を考える～」をテーマに講演されました。

工藤さんは、2007年に中学校教師の夫をくも膜下出血で過労死で亡くして以降、家族の会で活動してこられました。工藤さんによれば、2014年に成立した過労死等防止対策推進法第2条によれば、過労死の定義は、業務における過重な負荷による脳血管疾患、心臓疾患を原因とする死亡、業務における強い心理的負荷による精神障がいの原因とする自殺による死亡、死亡には至らない脳血管疾患、心臓疾患、精神障がいなどのことです。

働き方改革が進み、過労死防止法もできたものの、厚生労働省の令和5年度「過労死等の労災補償状況」によれば、精神疾患で労災請求をした人数は2022年から2023年にかけて約900人増加し、厚生労働省では原因究明をしているそうですが、手は打っているのに労災減という成果に結びついていない深刻な状況があります。

また、警察庁の自殺統計データを厚生労働省が集約してまとめた令和4年度「過労死等防止対策白書」によれ

ば、1日に約8人が仕事を原因として自死したことが分かる指摘されました。

厚生労働省の作成した時間外・休日労働時間と健康障がいリスクの関係によれば、長時間労働や不規則勤務、人員不足、過酷な労働環境などの仕事によるストレスが寝不足や生活時間の減少、家族との時間の減少などを引き起こし、心身ともに疲労度がたまり、精神障がいや自死に至る場合もあるとの指摘もありました。鬱の発症から自死に至るまで医療機関につながっていない人が6割、職業別では、専門職や技術職や管理職が多いと指摘されました。

工藤さんは、しんどい人は選択肢が死ぬことだけにならないように誰かに相談すること、相談された場合は、まずはゆっくり話を聞くことが大事、そして追い詰められる前の正常な判断ができるうちに休むことを勧められました。

それでは質問に移ります。

まず、過労自死防止という最も取り組まれるべきテーマを取り上げたシンポジウムに参加した市民の方々からどんな反応や意見があったかをお伺いします。

この場よりの質問といたします。

〔6番 池田幸代君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御紹介いただきました10月のシンポジウムでの挨拶で申し上げましたとおり、駒ヶ根市の自殺者は、原因、動機別では健康問題が最多となっております。全国と比べますと勤務問題も多い状況であります。

こうした課題を踏まえまして、勤務問題による自殺の現状を知り、自分のこととして考えるきっかけづくりにしていただくという目的でいのちと健康を考えるシンポジウムを開催いたしましたし、市内外からおよそ200人の方が参加をいただきました。

いただいたアンケートでは、貴重なつらい体験を公表していただいた遺族の方への感謝の言葉、遺族の方の思いが会社を動かしたことへの感動の言葉、若い方が自ら命を絶つことの重み、過労死の実態を知ったことで家族や同僚の皆さんとの関わりを見直すことや自分のこととして考える機会になったこと、また社会の問題として考えていくことの必要性、こうした声をいただきました。

また、シンポジウムの終了後も心に響いたという多くの声を寄せていただいております。反響は大きかったものと認識をしております。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番（池田 幸代君） 大変大きな反響があったシンポジウムだということが分かります。本当に、これを準備してくださった皆様に感謝を申し上げたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

神奈川過労死などを考える家族の会メンバーで長野過労死を考える家族の会メンバーの安部宏美さんから過労死のない社会を願って長男真生を亡くして（過労自死にて）をお話しくださいましたが、この安部さんの御家族の話を少しそこから引きたいと思います。

2015年に東芝デジタルソリューションズにシステムエンジニアとして息子さんが入社をし、当初は親もワーク・ライフ・バランスが取れる会社なんだと喜んでいたものの、2019年に本社に異動後、厚生労働省老人保健福祉局発注の介護データに関するシステム開発を担当することになり、長時間労働から鬱になり、同年11月に自宅マンションから、屋上から投身自殺をしたそうです。

過労死弁護団全国連絡会議が運営する過労死110番、これは電話03—3813—6999、もう一度申し上げます。03—3813—6999につながり、そこから弁護士の助力を得て労災申請、会社との和解合意に至りました。

現在は息子さんの出身大学で他の過労死家族とともに啓発ビデオで証言したり、若い世代へのワークルール啓発に携わったりしているということでした。

私自身は必要に迫られて個人加盟できる労働組合の上伊那支部を結成し、主にこの地元での労働問題の相談を受け、団体交渉、労働審判、裁判支援などの対応をしてきましたが、労働相談の場や日常会話の中で聞く長時間労働及びパワハラは自死を引き起こす危険性が高いことから、とても重視をしています。

過労自死をなくすためにも、とりわけ若い世代に対するワークルール教育が大事だと考えますが、今後、本市ではどのような取組をお考えか、御答弁ください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

これから社会に出る若者たちが様々な労働問題を自分のこととして受け止めるきっかけをつくり、相談をしたり声を上げたりできる場所を知ることが、自殺対策として非常に重要だと考えております。

厚生労働省の委託事業に「働くことについて考える授業」があります。これは、生徒、学生の皆さんが労働問題や労働条件の改善等につままして理解を深め、自分を守る知識を身につけるために、弁護士、社会保険労務士などの有識者や過労死で亡くなられた方の御遺族などを講師といたしまして派遣をし、啓発授業を行うものであります。

今後、市内の大学や高校に、こうした授業など、ワークルール教育に取り組んでいただけるよう要請をしています。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番（池田 幸代君） 若いうちからワークルール教育及び市長の御指摘のあったように労働相談ができる場所を知ることが本当に大事だと思っています。

私たちの労働組合に来る相談ももっと早くに私たちの労働組合の存在を知っていればこんなに大変な思いにならなかったのではないかと感じる場所が多々あり、これは、やはり若い世代に、労働相談できる場、働くときに困ったことが起きた場合の相談先、ぜひとも伝えていただきたいと思います。

私自身も、自治体議員として、そして労働組合の活動家としても労働者の権利や健康を守るために今後も活動していきたいと思っています。

公益財団法人日本都市センターがまとめました「協働型の地域自殺対策と自治体 ―持続可能なまちづくりへのアプローチ―」を読んだところ、この中で「都市自治体が自殺対策に取り組む意義と課題」をテーマに龍谷大

学政策学部教授の南島和久さんがこのように書かれています。

市区町村は福祉や介護に関する多くの事業を手がけているが、現場レベルでの医療・介護・福祉の連携は重要である。また、小中学校といった教育機関や学区住民との連携・協働、地元で活躍する市民やNPOなどの市民団体との協働、地元の商工会・農林水産関連事業者をはじめとした経済団体との連携などを念頭に置くことができよう。さらには、町内会自治会や地域防災組織等の住民団体との連携も市区町村ならではの取り組みを期待することができそうである。

なお、このなかで自殺未遂者や自死遺族に直接的に関わるのは市区町村である。国、都道府県、市区町村という自治制度の枠組みを三層制の政府体系というが、この三層制の政府体系において市区町村は自殺対策の最前線に立っている。ここで強調しておきたいのは「きめ細かな対策」の主役となるのは市区町村である、ということである。この意味において自治体手がける自殺対策には、地方自治法が謳うところの、「自主性」や「自立性」あるいは「総合性」の発揮が期待される。

2022年3月に公表された駒ヶ根市第7次総合保健計画では、先ほど申し上げた近年の駒ヶ根市の自殺者の特徴は、30代と70代の男性が多く、原因、動機別では健康問題が最多、次いで家庭問題、経済・生活問題という順です。

また、警察庁の自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センターが個別集計した地域自殺対策プロフィール2023では、駒ヶ根市では2018年～2022年の5年間の自殺者は男性20人、女性11人の合計31人です。

もう少し細かく見ると、駒ヶ根市の自殺者の特性は、多い順に1位が男性、60歳以上、無職、同居で、5年間で8人です。背景にある自殺の危機経路としてこれまでライフリンクが分析してきたことを例示してありますが、例えば失業（退職勧奨）から生活苦、そして介護の悩み、疲れ、プラス身体疾患から自殺という経路が示してあります。

次に、第2位は女性40歳～59歳、無職、同居で、5年間で4人です。背景にある自殺の経路は、近隣関係の悩みから家族間の不和、そして鬱病から自殺、また女性60歳以上、無職、同居も過去5年間で4人、背景にある自殺の危機経路としては、身体疾患から病気、鬱状態から自殺です。

これらの特徴から、駒ヶ根市での自死を未然に防ぐための重点パッケージは高齢者、生活困窮者、無職者、失業者とされています。

地域の特徴を踏まえて、今後、駒ヶ根市ではどんな施策に力点を置いて自殺対策に取り組んでいくか、答弁ください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御指摘されたいのち支える自殺対策推進センターからは、毎年、自治体ごとに自殺の実態を分析をした地域自殺実態プロフィールの提供を受けております。この中にあります重点パッケージは過去5年間のデータに基づいて自殺リスクの高い層を抽出しているものでありまして、集計の年度によりましてその結果は異なっております。

昨年度、市内の自殺対策における職員の行動計画を策定した際、このプロファイルを活用しまして、駒ヶ根市における自殺のハイリスク群と自殺リスクの要因に沿った取組としまして、子ども・若者の自殺対策強化、勤務問題に関わる自殺への対策、生活困窮者支援と自殺対策の連動、高齢者の自殺対策の推進、これを重点政策として掲げております。この4つの重点施策の軸足となるものは、自殺に対する正しい理解の普及と個別支援の充実であると考えております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死でありますので、市民お一人お一人が理解できるよう正しい知識の普及を行うこと、また複雑化、複合化した問題が最も深刻になったときに自殺は起きるといいますので、そこに至らないよう個別の支援の充実に取り組んでいくことが必要だと考えます。

引き続き、自殺の発生を予防するよう、市内外の関係者の皆さんとの気づきを高め、連携をして取組を強化してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番（池田 幸代君） まさに個別支援が大変大事で、私も20代の女子たちで自殺を試みたことがある、あるいは自殺の願望があるという若者たちと関わっていますけれども、本当にしんどい子たちが多いということを実感しているところです。ぜひとも個別支援に力を入れていただきたいと思います。

過去のデータから地域特性を踏まえた対策が重要だと分かります。

先ほど御紹介した「協働型の地域自殺対策と自治体」では久慈市、東松島市、座間市、京丹後市、船橋市、川崎市の取組が紹介されていますが、それぞれ独自の取組をされているところばかりで、とても参考になる本です。

その中でも自死を予防するために生活困窮者の支援のフレームを活用している座間市の取組は大変参考になります。

そこで質問です。本市でも既に子ども課、地域保健課、福祉課が連携しているとお聞きしました。重層的支援体制整備事業は、特に孤立を防ぎ、生きるための支援として重要だと考えますが、各課及び駒ヶ根市社協は、自死を防ぐために現在どのような連携をし、今後、その取組をいかに深めていこうと考えているかをお聞かせください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなくて、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめや孤独、孤立等々、様々な社会的要因があることが知られております。

一方、重層的支援体制整備事業ではありますが、介護や障がい、子ども、生活困窮といった分野ごとの支援体制では対応できない制度のはざまにある人たちが複合的な課題につきまして、分野を横断をして一体となって取り組むため包括的な支援体制を構築する事業であります。

この重層的支援体制整備事業の対応に当たりましては、状態が深刻になる前に早期発見や複合的課題に対応するため、関係機関のネットワークづくりが重要となります。こうした取組は自殺対策にもつながっていくものと考えます。

今後も、職員の気づき、自殺対策の一翼を担っているんだという意識を醸成いたしまして取組を強めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6 番（池田 幸代君） 自殺対策は川下であるとするれば、重層的支援体制整備事業は川上の制度——システムかと思えます。ぜひとも連携をお願いしたいと思えます。

本市では2020年3月に駒ヶ根市第7次総合保健計画を策定し、その中に心の健康維持と自殺の予防が章立てられています。

近隣自治体の取組として、伊那市の令和6年度から11年度までの「第2次伊那市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない伊那市の実現を目指して～」を読みましたが、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、食育推進計画、地域防災計画、男女共同参画計画などと連携した形で自殺対策計画がつくられています。横串を刺すのが地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画、そして自殺対策計画です。

本市でも次期の総合保健計画策定時には自殺対策計画を独立させて作成しますか、そして、その策定に当たっては、ぜひ自死遺族当事者も委員として任命すべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

総合保健計画では「こころの健康維持と自殺の防止」について計画を立てております。

これと独立させた形で、自殺対策基本法に基づきまして駒ヶ根市生きるを支える自殺対策行動計画も策定しております。この計画は市内の自殺対策を推進するための計画でありまして、外部の策定委員は入っておりません。

次の自殺対策行動計画では、市民の皆さんとともに取り組んでいく計画とするために、学識経験者や保健、医療、福祉、教育等の関係者、また市民の皆さんなどで構成をします策定委員会を設ける方向で検討をしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6 番（池田 幸代君） 当事者や関係者が市内の方々と連携をしてつくる自殺対策の計画、ぜひとも進めていただきたいと思えます。

現在の駒ヶ根市第7次総合保健計画の市の取組として、1 心の健康づくりや自殺予防についての知識や相談窓口について、特に子ども、女性、働き盛り世代、高齢者に対し関係機関、団体などと連携し普及啓発の取組強化、2 質のよい睡眠、ストレス解消法などに関する情報提供、3 鬱状態やひきこもりなど心の問題を抱える人について関係機関と連携したネットワーク体制をつくり継続的支援の実施、4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を実施し自殺対策推進、5 心の問題を学び自殺対策を支える人材育成としてゲートキーパー養成講座の実施、6 健康問題、家庭問題、経済問題などの複雑多様化、困難化する相談に対応できるよう市内横断的

な相談体制を整え包括的な自殺対策が挙げられています。

コロナ禍を経て子どもと女性の自死が深刻だと言われています。

令和6年版自殺対策白書によれば、少子化の進行にもかかわらず、小中高生の自殺は2022年に過去最高の514人、2023年には513人に上っています。

また、女性の自死は、コロナ禍の2020年10月に同年同月比で83%増加したことにより、一気に社会問題として可視化されました。もともと経済的に不安定だった非正規雇用労働の女性たちが真っ先に景気の調整弁として切られて、一気に貧困化したと言われています。

子どもの自死対策に関しては、先ほど御紹介した「協働型の地域自殺対策の自治体」に全国の小中高で自殺予防対策を実践している一般社団法人高橋聡美研究室代表で元防衛医科大学精神看護学教授の高橋聡美さんの重要な指摘があります。

SOSの出し方教育を受けて実際に誰かにSOSを出すと、ネガティブな評価を受け、励まされ、叱咤されるという結末になりかねない。「相談しても誰もわかってくれなかった」という体験は更なる孤立を生み、かえって逆効果になってしまう。

大人たちは子どもたちが弱音を吐くと「今どきの子どもは打たれ弱い」と評価するし、困りごとの相談がないと「SOSを出さなくて困る」という。このダブルバインドもまたSOSの出すことを阻む要因といえよう。

SOSの出し方教育以前に、SOSを出しても安心して安全な環境を作っていく必要がある。そのためには私たち大人が子どもにとって「どんな自分をさらけ出しても、安心して安全な他者である」ということは必須条件であると思う。

家庭・学校・地域に対する「SOSの受け止め方」の啓発は、子どもたちへの「SOSの出し方授業」以上に子どもの自殺対策で必要なことであると考えます。

と書かれています。高橋さんのダブルバインドの指摘は重要です。

まずSOSを受け止める側の意識変革が必要と考えますが、家庭や学校、職場、地域への働きかけはどのように行うのか、御答弁ください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

SOSの出し方教育につきましては、子ども課が出前講座を実施しておりまして、保健の授業で心や体の健康とともに学んでおります。

あつてはならない未成年者の方の自死の予防には、必要なことは、お子さんがSOSを出せるだけでなく、御指摘のとおり、私たち大人がきちんと向き合い、受け止めることが重要だと考えます。

現在、学校では、子どもさんから寄せられたSOSを、教員は、まず聞くことを実践しております。児童生徒がSOSを安心して出し、受け止めることができる環境づくりに努めてまいります。

また、地域などではゲートキーパー養成講座を実施しております。ゲートキーパーとは、悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞く、そして見守り、必要な支援につなぐ役割を持つ人です。講座では、悩んでいる方に気づいたときの声のかけ方、傾聴の仕方など、また相談窓口へのつなぎ方を学んでいただいております。

今後もSOSの受け止め方を学べるよう、こうした講座の内容を充実してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6 番（池田 幸代君） 私も、しばらく前に、この地域での孤立に気づき、つながり、つなげ、見守る人材を養成する研修っていうのを受けたんですけども、地域住民が困っている人を見つけるセンサーを高めていく必要があると考えています。先ほどの、このゲートキーパー講座というのは大変重要かと思います。

また、先日のシンポジウムには赤穂公民館に多くの市民の方々が参加していて、関心の高さを感じることができました。

そこで質問ですが、関心のある市民の方々にゲートキーパー役を担っていただくことがさらに可能なのではないかと感じたのですが、自殺予防への市民参加の方策、これ、先ほど市長がおっしゃったゲートキーパー養成講座の充実ということかと思えますけれども、改めて、再度伺わせてください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

今回行いましたシンポジウムを通じまして、自殺予防は、問題を自分のこととして捉え、個人ではなく、社会の問題であり、社会では社会で防ぐことができる市であるとの認識を持つことから始まると改めて感じております。

命の門番と言われるゲートキーパーを地域で増やしていくことは、地域社会全体で孤立や悩みを抱えた方に気づき、支え合い、見守ることができる環境づくりにつながると考えます。

したがって、養成講座に多くの方々に受講をしていただき、身近な方の変化に気づいていただくことができる。こうしたゲートキーパーを増やしていくことに一層力を入れてまいりたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6 番（池田 幸代君） それでは次の質問に移ります。

不登校や行き渋りの子どもたちの居場所とサポート体制について伺います。

昨日も竹上陽子議員が取り上げられましたが、11月に文部科学省の2023年度問題行動・不登校調査が公表され、小中学生だけでも41万人が不登校だという報道がありました。

今年4月から不登校や行き渋りの子どもたちの親御さんたちの希望により下準備を進め、子ども課、教育委員会の絶大なバックアップの下、5月1日から赤穂南小学校のお隣の子ども交流センターで水曜日午前中の時間帯に子どもたちの居場所として「みなみい〜ね」が誕生しました。

私も時間を見つけては参加させてもらって、子どもたちと一緒におやつを食べたり、自分の好きなラッパーについて語ったり、親御さんたちのお話をお聞きしたりしています。初めは見知らぬ同士だった子どもたちが参加している大人としゃべったり、子ども集団を形成し、自分の親にぴったり張りついていた子どもたちが半年たった時点で随分成長していることを感じます。

様々な理由で学校に行くことに心が追いつかず親からのエネルギーチャージが必要となっていた子どもたちが

自分——親から少し離れてほかの大人や子どもと遊んでくれていると、その時間は親はほかの参加者と話すこともできて、自分の体験を理解してくれる仲間との語らいがエネルギーチャージの時間になっていることを私も間近で見ていて感じます。

教育長が見学に行かれた9月18日には親子で24人が参加しており、子どもたちと保護者のパワーを教育長も感じられたのではないかと拝察します。

突然、自分の子どもが学校に行かなくなり、親も最初はその原因が分からず、最初はなだめたり説得したり怒ったりしながらも、それでも子どもは学校に行かず、学校に行かないという選択を親子とも肯定できるようになるためには時間が必要です。そんな体験を経てきた先を行く先達との出会いや語らいが心の応急手当として力を発揮している状況を見ながら、この場があって本当によかったと私も安堵しています。

この間、中間教室の対応について複数の保護者から私に相談がありました。中間教室の担当者から親の育て方が悪いと怒られたと泣きながら電話があり、すぐに子ども課にもお伝えしました。

私も社会福祉士として様々な御相談を受けますが、まずは受容と傾聴——先ほど市長も傾聴ということがお話しなさいましたけれども——が大事で、子どもも親もそれまでのプロセスで傷ついているため、まずはじっくりお話をお聞きすることが必要です。

しかし、残念ながら駒ヶ根市では中間教室が受容的な場になっていません。従来の中間教室は国の施策でも、教育支援センターに移行し、保護者のサポートも重要な役割となっているはずですが、それができていない現実があります。

質問します。この間、一般質問や決算委員会や保護者との懇談時など、様々な場面でお聞きしていますが、次年度の予算編成に向けて方向性も定まったかと思いますので、再度、来年の中間教室の運営の方向性を伺います。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長(本多 俊夫君) 市が運営しております中間教室は中間教室設置要綱に基づいて設置されております。

当初は、小中学校に長期間登校することができない児童生徒に対し適切な指導、相談等を行い、登校への復旧支援すると、これを目的としておりました。しかし、現在は、登校の復帰のみを目的としているわけではなく、幅広く指導しており、集団適応指導、学習指導、教育相談、体験活動等、子どもの様子に合わせて対応しております。また、卒業生の相談の場にもなっております。

この中間教室も多いときには20人以上の子どもたちが利用しておりましたが、時代とともに不登校児童生徒が求める居場所も変わってきており、現在は5人程度の利用となっております。

これらの状況を考慮するとともに、利用希望者や学校関係者の声を十分に聞きながら、場所の検討や支援体制についても現在検討を進めておるところでございます。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番(池田 幸代君) この間、ずっと検討してくださっているので、もうそろそろ結論が出たかなと思って質問したんですけれども、また検討結果を随時お聞きしていきたいと思います。

子どもと保護者の居場所になっている「みなみい〜ね」は毎週水曜日午前中に開催されていますが、運営のサポートが少ないと感じています。

昨日の竹上陽子議員の質問でも駒ヶ根市が側面的に財政支援しているという教育長答弁がありました。

しかし、僅か半年間ではありますが、学校に行けなかった子どもたちが居場所を得て子ども集団を形成し、楽しみに通っていることは、アウトカム評価として重視すべきではないかと認識いたします。

そこで質問ですが、不登校の子どもの親の多くは母親ですが、子どもが不登校になると就労継続が難しくなります。次年度予算では、中間教室の担当者を増やす選択肢だけでなく、今後、居場所が長期的に活動を継続できるようにするためにも、毎回、運営側として参加しているメンバーの人件費に予算をつけることが必要だと思います。御答弁ください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長（本多 俊夫君） 運営している側の人件費ということで、中心となっておられる方の人件費につきましては会社のほうから出ているというふうに乗っております。

昨日、竹上議員の質問にもお答えしました、それぞれのところで配慮しているという、支援しているという、その補助費のほうでございますが、支援をしっかりしておられるという状況が明確であれば、そのところにも支援できるというふうには承っております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番（池田 幸代君） 支援している状況が明確であればということなんですけど、これ、ぜひ考えていただきたいんですけど、めちゃくちゃコスパがいいんです。子どもが学校に行かなくなったことによって働けなくなった保護者に現金収入が入る、そして運営も安定していく、ピア——仲間だからこそ上から目線の発言もしませんし、保護者の気持ちも安定する、こういう場こそ私は必要だと思います。

1月4日付の信濃毎日新聞社説では、

学校以外での多様な学びや休養の必要性を認めた17年施行の教育機会確保法も機に、「受け皿」づくりはさまざまに進む。

学校外の中間教室や、空き教室を使う校内教育支援センター、個別の学習状況に対応する学びの多様化学校などの設置である。民間施設での学びを出席扱いにする運用が広がり、長野県教委は、民間のフリースクールの独自の認証制度も始めた。

一方、調査ではカウンセラーらによる専門的な指導、相談を受けていない子どもが13万人を超え、不登校全体の4割近くに上った。

と書かれています。

先ほどの文部科学省の調査では小中学校合計で13万4,368人に上っています。

駒ヶ根市では、長野県の南信教育事務所から派遣いただいているスクールソーシャルワーカー——先ほど藤井議員の質問にもありました——に依頼し、小学校から高校までの子どもたちのサポートをいただいています。継続ケースが24件、新規ケースが9件とのことで、経済的困窮や複合的な課題を抱えている子どもや家族に関

わってくださっています。私も赤穂高校定時制の生徒のサポートのときに会議で御一緒しましたが、本当に頭の下がる働きぶりでした。

本市ではスクールカウンセラーが赤中などに配置されていますが、現在は、不登校対策指導主事がお一方、教育相談員がお二方、配置されています。保護者からはスクールソーシャルワーカーなど伴走支援が求められていますが、要望に応える方策はどのように検討されていますでしょうか。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長(本多 俊夫君) 不登校や支援を必要とする児童生徒への対応としまして、教育委員会では教育相談員、家庭児童相談員、指導主事を配置しております。

また、学校には子どもと親の相談員や生徒相談員を配置して、担任の先生などと連携して不登校支援を行っております。

また、議員おっしゃられますように、県にスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼して、家庭訪問を含め、児童生徒や保護者、学校への支援を行っております。

しかし、最近では困難ケースが急増してきておりまして、駒ヶ根市のスクールソーシャルワーカーに割り振られた業務時間だけでは足りない状況でございます。

今後は、市の相談員との役割分担を再整理するとともに、スクールソーシャルワーカーの体制について、勤務時間の延長や人員の配置拡大を今後も県に強く要望していきたいと考えております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番(池田 幸代君) 困難ケースが増えてきているということで、スクールソーシャルワーカーさん、県に要望しているということなんですけれども、例えば、これ、県に要望するだけじゃなくて、市の単費で働く時間を増やすってということも考えられると思うんですが、そこ、再質問させてください。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長(本多 俊夫君) 市の単費ということではありますが、費用に関わることでございますので、ここでは私のほうではお答えはできませんが、先ほど申しましたように、まずは県のほうに、今まで以上に、機会あるごとに私のほうからも伝えてまいりたいと思います。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6番(池田 幸代君) 今回のこの文部科学省の調査でも——先ほども藤井委員の話にもありましたけど——子どもの自殺者っていうこと、大変増えている状況で、やはり子どもも親も安定するっていうことがすごく大事だと思いますので、やはり、伴走して一緒に考えてくれる人を配置するってことは市に求められている最大のミッションだと思いますので、ぜひ強く検討していただきたいと思います。

先日、中川村で元不登校児童生徒をインタビューしたドキュメンタリー映画の「自立への道」というのを見ました。これまで学校という選択肢だけが子どもの育ちに示されがちでしたが、学校に行っていない人

育つのだ、仕事もできるんだっていうことがよく伝わってくる内容でした。

私たち大人がすべきことは、学校に行かなくても同世代や異年齢の人たちと出会える場をつくって、困ったときは伴走してくれる人を用意することだと思っています。ぜひ、その点から御検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

地域公共交通の空白時間帯のカバー施策についてお尋ねします。

伊那市内のタクシー会社2社が今年3月いっぱい未明から早朝にかけての予約を受付——伊那タクシーは午前2時から6時まで、そして白川タクシーは午前2時から6時半までということですが——をやめたため、上伊那で24時間営業のタクシー会社がなくなったと報じられました。

赤穂タクシーの営業は午前6時から午前0時、そして金曜日と土曜日の夜は午前1時までということです。そして、丸八タクシーは午前6時頃から午前0時頃までの運営だというふうにお聞きしました。いずれも夜間の営業はありません。

働き方改革や人手不足のため、全国各地、同様の状況、とりわけ地方は大変厳しいと感じています。

駒ヶ根市にも市長への手紙として届いているかとは思いますが、私のところにも市内の親御さんを介護に来ているという横浜市在住の方から、夜間に親が調子が悪くなったときにどうしたらいいのだろうかという問合せがありました。

過日、長野県の担当課にお聞きする機会があり、地域のタクシー業者の夜間営業からの撤退について最も影響を受けそうな消防担当部局との話合いの機会を持っているかをお尋ねしたところ、特にやっていないというふうにお聞きしました。

深夜から早朝にかけて、緊急の移動について最も必要になるのは体調に悪化に伴う病院受診だと考えますが、上伊那広域消防などからの市のヒアリングは行われているのでしょうか。

私も、過日、上伊那広域消防本部から午前0時から6時までの深夜及び早朝の時間帯の上伊那全域の出動件数の資料をいただきました。前年比で多少増えているかどうかという感じで、タクシー会社が夜間のこの運営をやめたっていうことに、影響というのはすぐには分かりませんでした。けれども、今後重要な課題になるかと思えます。

また、夜間の地域公共交通空白時間帯のカバーについて、地域公共交通に関する上伊那圏域での議論はどのように進んでいるかということも併せてお尋ねします。

〔6番 池田幸代君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

今年4月、伊那市の2つのタクシー事業者が24時間営業を休止いたしました。

御指摘の救急への影響でございますが、現在のところ、上伊那広域消防からは課題の提起はなく、協議なども行ってはおりません。

これは上伊那圏共通の課題と言えます。

今年6月に改定されました長野県地域公共交通計画では、通院、通学、観光の移動の保証や広域間をバスでつなぐなどの観点で協議が始まっております。今のところ、深夜帯の課題については、盛り込まれてはおりません。

今後、市としましても県公共交通協議会、上伊那地域別部会に参加をしております。公共交通が担うべきよりよい方策をこの場で協議をしていきたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔6番 池田幸代君 起立〕

○6 番（池田 幸代君） もう地域公共交通も、市とか、単独の自治体では厳しくなっているっていうことがすごくよく分かります。

この間も長野県の交通政策についてお話をお聞きしてきましたけれども、やはり、もう上伊那圏域という、その圏域、大きな中で考えていく必要がある課題だということを強く感じています。

これも、やはり困る人が出ないようにするためにどうしていったらいいのかということで、昼間の公共交通だけでも大変厳しいということは、もちろんよく分かっている中ではありますけれども、今後、救急、消防本部への影響の出方っていうことも注視しながら、しっかり、この長野県内、そして上伊那圏域、駒ヶ根市の地域公共交通について、私も調査をしていきたいと思っております。

以上で質問を終わりにいたします。

〔6番 池田幸代君 着席〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて池田幸代議員の一般質問を終結いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位9番、中島和彦議員。

〔7番 中島和彦君 登壇〕

○7 番（中島 和彦君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）会派至誠会の中島和彦です。

発言順位9番、2日目の午後1番の順番となりました。

市のキャッチフレーズにもあります2つのアルプスが映える町にふさわしく、東西の山々が雪化粧し、すばらしい、ほかにはない景観の雪景色ではないかというふうに思います。このロケーションの中で、地域の魅力を実感でき、皆で共有しながら、マッチできるような日常にもなればと、朝、感じて出てまいりました。

今日も最後にその関連質問をさせていただきます。また、本日は、ほかに魅力ある農業の創出とEV電気自動車の展望、合わせて3項目で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず壇上より「魅力ある持続可能な農業の創出とスマート農業について」を伺います。

今回の質問の観点としまして、現農業政策に若い人たちをどう取り込むか、また担い手不足の解消で、遊休農地の利活用で、魅力ある農業にするにはと、今までの単なる農業政策の見直しではなく、多様な担い手論に重きを置いた新しい農業政策について質問をしたいと思っております。

まず、現在の農業環境は、農業従事者の高齢化や新規就農者、次世代の担い手不足が進行し、耕作放棄地が拡

大するなど、将来に向けて農業をどのように持続していくのか、重要な課題であります。

駒ヶ根市農業委員会からも、農業従事者の高齢化、後継者、新規就労者の不足、昨今の顕著な異常気象による収入の不安定化、有害鳥獣による農作物被害などに加え、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢や大幅な円安の継続により肥料、燃油、生産資材等の価格の高騰、高止まりし、厳しい情勢にあると、様々な課題と捉えられております。

特に後継者不足は、遊休農地の発生という問題も含んでおり、農業従事者減少に対する農地保全の対策を求めています。

一方では、駒ヶ根市は米、野菜、果樹、花卉等の多種多様な農作物が生産可能で、農業には魅力がある土地であり、駒ヶ根市の農業を将来にわたり維持、発展させるためには、農業者が安定した生活も得られる生き生きとした産業にすることの必要性を求めています。

また、農作業も重労働であり、危険も伴い、あまり稼げないなど、よく思われていないイメージがあります。そうした課題の中で、遊休農地の活用や農業を担う者を呼び込むために、クリエイティブで、もっとかっこよく、スマートに行えるような魅力的な仕組みやサポートが必要ではないかと感じているところでございます。

多様な担い手論で若者が農業に興味を持てる仕組みづくりが必要ではと思います。

現実的にも、農業者人口は2030年に現在の30%減、2050年には現在の70%減と予想されております。人口減少に伴い、当然ながら就農者の減少が避けられない状況になっております。

農業は、食料供給するとともに、地域を支える重要な基幹産業です。地域を支える農業は地域で暮らす我々の命を支える農業と再認識し、優良農地の確保と有効利用により食料の自給率向上を図るとともに、将来にわたって多面的な機能を発揮するために環境に優しく先進的な新しい営農活動を進める必要があります。

遊休農地がこれ以上増えないように、また今の遊休農地を再生できるよう、農地管理と従来とはとらわれない農業の在り方が必要です。まず、明確なビジョン、展望が必要と考えます。

暮らしを豊かにする魅力ある地域農業にするために、市の考える魅力ある農業創出とはと展望をお聞きます。

また、駒ヶ根市ブランド農作物での戦略はということで、一緒にお伺いをいたします。

若い人たちが農作物で就農に興味を持っていただくためにも、また付加価値をつけるためにも、駒ヶ根の独自の作物のブランド化が望まれます。

先日、議会主催の高校生未来会議を行いました。高校生からも市への提言、提案の中に農業を衰退しないためという提案がありました。やはり現状を、農業従事者の高齢化、若い人たちが農業に関心を持っていない、駒ヶ根市の農産物で特産品のゴマがあまり出回っていないなど、課題として取り上げられておりました。若い高校生でも駒ヶ根市の農業を危惧しているのだと思いました。

駒ヶ根ブランド化で平成20年頃始まった駒ヶ根の信州ゴマプロジェクトの現状と展望をお聞きます。

また、最近、長野県でもブランド化したワイン産業への参入者の増加を期待して信州ワインバレー構想という戦略でワイン産業の振興も図っております。

ワインブドウも若い方々の参入が今取り取り上げられております。県内4つの地域をワインバレーとして設定をし、この辺も天竜川ワインバレーとしてワイン産業の集積地として指定をされております。ぜひ、市もワインブドウ作りをサポートすれば、魅力ある農業として若い方々に就農してもらおうきっかけづくりになるのかなと思

いますが、見解をお聞きいたします。

以上2点、壇上よりの質問とさせていただきます。

〔7番 中島和彦君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御案内のとおり、農業を取り巻く環境は、高齢化、燃油の資材の高騰など、様々、課題を抱えております。

魅力ある農業を創出し若者を引きつけるには、御指摘のとおり、稼げることや個々のライフスタイルに合っていること、農作業に費やす時間が短く、自分の時間を有意義に使えること、そして適切な評価を受け意欲が湧くことなどが重要だと考えます。

市としましては、様々な計画に基づいて施策を推進しております。

駒ヶ根市第5次総合計画を基本に令和6年度末完成に向けて策定を進めております地域計画や駒ヶ根市営農センターで改定している駒ヶ根市地域農業ビジョンの中には具体的な施策を盛り込んでいきたいと考えております。今後、検討を進めてまいります。後継者の育成と確保や稼げる農業への展開等は重要だと考えます。

後継者対策としましては、国の補助金制度であります新規就農者育成総合対策事業を活用いたしまして、上限1,000万円までの範囲で就農初期段階での順調な走り出しをサポートし、また移住担当部署とも連携をし、新規移住者の確保に引き続き力を入れてまいります。

稼げる農業への展開であります。令和5年度から取り組んでおります異業種間連携のマッチングの機会などを使いまして6次産業化への取組を進め、誘致した企業との連携によりまして地元食材を活用した付加価値のある商品開発の推進を図ってまいります。

海外への展開では、JICAやJCOAとのパイプを生かす取組、またこれまで進めてまいりました台湾台中市との交流を軸とした取組も進めてまいります。

次にブランド農作物の戦略であります。

駒ヶ根市は、これまで黒ゴマや地ビール、ウイスキーの原料となる二条大麦に取り組み、プロジェクトを立ち上げてまいりました。

黒ゴマでは、市内で個人の農家がゴマ油へ活用する新たな動きが展開され、農家初のブランド化の動きも出ております。しかしながら、供給のニーズにはまだ十分対応できていないと受け止めております。面積の拡大をさらに図ってまいります。

次に二条大麦であります。地ビール醸造用に地元産麦芽を使ってブランド化を図ることを目的に平成26年からプロジェクトを進めております。

今年は、駒ヶ根市と宮田村で、計13haでおよそ32tを収穫できました。年々、栽培面積、収穫量とも拡大をしております。この大麦を原料としまして、平成29年から宝剣岳エールの販売を始めております。

地元産ウイスキーも令和2年に仕込みを始めました。現在、木製たるで熟成をしておりまして、販売時期も含め、活用に向けて酒造会社と調整を進めております。ジャパニーズウイスキーの人気は依然高いことから、地元産の作物で作った地域ブランドとして定着するよう推進してまいります。

御指摘の信州ワインバレー構想であります。ワイン産業の振興を目指すために策定されております。

駒ヶ根市内ではワイン用ブドウを栽培しておられる方は限られておりますので、今後、盛んになってくれば県との連携を検討してまいります。

引き続き、駒ヶ根の魅力を発信する新たなブランドづくりのため、農家や市内の事業者の皆さんとともに取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番（中島 和彦君） 答弁をお聞きしました。魅力あるビジョンがあることをお伺いいたしました。また、駒ヶ根ブランドを進めていただくということで、引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

従来の方にとらわれない考え方も、今後、必要であると認識をしております。

本当に農作物は自然からの贈物であると考えます。農業を始めた人が農作業という平凡な生活の中で実感、幸せを感じることができることや、やりがい等があれば、持続可能になると感じております。

ゴマなどのブランド化も生産してくれる人たちがいないと成り立ちません。魅力ある農業はお互いの利益がある仕組みにしていかなければなりません。駒ヶ根のゴマは大変香りがよく、品質のブランド化は進んでいるとお聞きします。

また、ワインブドウですが、最近、辰野町も小野の山麓で育てたブドウを使いワイン醸造を目指すワイナリーが営業を始め、この秋から醸造を開始し、来年から辰野町小野ブランドとして販売されるとのことです。

ここでワインブドウを始めたのは、土壌のミネラルが豊富で水はけもよく、気温の寒暖差もあり、そんなワインに適した風土があったそうです。ワインブドウを育てるにはテロワールといったブドウが育つ自然環境や土壌が一番大事なことだそうです。駒ヶ根にもそんな土壌があれば、これから楽しみになるかというふうに思います。

次に農地の確保で新規就農者の可能性があるであろうという件についてお聞きをいたします。

まず下限面積廃止での市の対応と施策はということでお伺いします。

昨年——令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法などの一部を改正する法律が施行されたことに伴い農地法も一部改正され、農地法の第3条、許可申請における下限面積要件が廃止されました。

下限面積廃止とは、農地法第3条第2項第5号に定められていた農地を取得する際の許可基準の一つで、農地の権利取得後に最低これだけの面積を耕作しなければならないという基準のことです。

農地法は今まで50aが最低取得面積でありましたが、農地の取得後、これまでより容易にすることで新たに農地を取得し、就農を希望している人にはよい要件と考えております。

下限面積廃止での市の対応をお聞きします。下限面積がなくなっても農地法第3条で農地を取得するには営農計画の提出などのハードルがあります。今後、担い手不足や遊休農地を減らしていくためにも、農地を取得しやすくなって就農者を増やすことにメリットがあるのではないかと思います。市のサポート等をお伺いします。

また、下限面積廃止に伴い、働きながら農業を楽しみたい人たちに門戸を開くことだと思っておりますが、具体的な就農する仕組みとして半農半Xという取組があります。若者が地域の担い手になり、また移住、二地域居住にもつながる新しい施策と考えますが、半農——すいません。政策、考えますが、半農半Xの検討をお聞きします。

半農半Xとは、別の仕事をしながら農業をすることになります。半分、農業で生活をし、もう半分で自分の好

きなこと、やりたいこと、やりがいのある仕事をする生き方でもあります。

2020年、農水省は新しい農村政策の在り方に関する検討会を設置、その中で副業や半農半Xの取組を紹介しております。新しい形の小さな農家を増やす取組でもあると思います。

都市住民の農村や農業への関心の高まりでもあります。多様な農業の関わり方を可能とする取組で、農業に興味を持っていただけるきっかけや将来的な就農につながっていくのではないかと思います。

このような多様な担い手となる方々が実質的に農業の担い手と位置づけられるか分かりませんが、最近、日本各地で広がっておりますが、市での検討等をお聞きします。

以上2点、質問とします。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御紹介いただきました農地取得に係る下限面積は、農業経営の効率的、安定的に行うため定められておりました。駒ヶ根市は原則50a、中沢地区では40aと設定をされておりました。

しかし、従事者の減少、高齢化、有効利用されない農地が増えてきたため、意欲を持って農業に参入する方を取り込み、多様な担い手によって利用を促進しようということで、御紹介されたとおり、令和5年4月1日、この要件が廃止をされました。これによりまして農家以外の方にも農地取得が可能となり、農業の裾野の広がりが期待をされております。

一方で、営農目的以外の資産保有、また投機目的の取得の抑止も同時に課題となっております。地域計画では、農地の集積や集約化の阻害とならないよう、農地取得に当たって計画と整合性を図る必要もあります。

ただ、これまでと同様に、農地を全て効率的に利用すること、農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に影響を与えないことの3つの要件を全て満たす必要はございます。

こうした点につきまして、市民の皆様には広報を行ってまいりました。現在は特に移住希望者や新規就農希望者の方々を中心に窓口などで制度を説明し、周知に努めております。

市の農業力の向上につながるよう、引き続き指導、支援を行ってまいりたいと思います。

次に半農半Xであります。

御案内のとおり、農業とほかの仕事を組み合わせた働き方があります。別の収入を得て安定した営農を進めることができたり、それぞれの仕事によって相乗効果が生まれることも考えられます。移住や就農を進める手法としては有効と考えます。

まずは農家の下で取り組みたい作物の栽培スキルを身につけていただき、その上でほかの仕事を始めていただくというやり方が農業をスムーズに展開するには適切かと考えます。移住、就農の相談で希望される方がおられましたら、JA、県などとともサポートをしてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。

今、市長、申されましたが、農地法にはまだ様々な多くの縛りがございます。耕作に必要な機械の保有状況、

労働力、技術の有無を確認する、農作業への年間従事する日数を150日以上を確認する、周辺農地の集約化や水利用への影響の有無などの確認等、農地は農地法によって守られており、農業者以外が農地を取得するとなると一定の条件があり、対応に時間がかかったり、近隣への配慮等、農地を取得して農業に取り組むとなるとなかなかハードルが高いというふうに思われます。

また、農地を農業以外の目的に利用されてしまうのを規制することも重要で、下限面積廃止から派生する不安定要素等、未然に防ぐためにも、農地取得希望者に農地を取得する意味をしっかりと伝え、丁寧な説明、周知も必要かと思えます。

今、市長おっしゃられましたが、支援するサポート体制も、しっかり、重要と考えますので、お願いをしたいというふうに思います。

遊休農地対策や、いかに農業に興味を持っていただき、就農者、担い手を増やすかという観点で、農業委員会の皆様との協議、また地域計画等への検討やガイドライン等をつくって進めていっていただきたいというふうに思います。

半農半Xは、小面積でもいいから農業を始める人がたくさん出てきて、農業が面白いから農業をやってみようという人たちのきっかけになるかというふうに思います。無理に担い手をつくろうと考えれば、今の時代、難しいと考えます。農地法を鑑みながら、ぜひ若い方々に興味を抱いていただける施策の検討をお願いをしたいというふうに思います。

半農半X施策は移住や二地域居住にもつながっていくだろうと思われる取組であります。今後、検討の余地はあるのではないかと考えております。

昨日も今堀議員の質問にありました二地域居住のプラットフォームの中の選択肢に農業というツールもリアルに取り入れていただけるのではないかとというふうに思っております。

次に魅力あるスマート農業で意欲ある人々の取組はということでお伺いをいたします。

まずスマート農業ですが、ロボット技術や情報通信技術を活用して農作業の自動化、省力化や作物の品質等、向上を図る取組とあります。農家の担い手不足をカバーし、若い世代の新規就農を呼び込むことが期待をされております。

今、市の取組として、どちらかというとハード的な機械を使つての取組と認識をしております。ハード的なロボット、機械等も必要ではありますが、資金も要し、取りかかりづらいという現状もあります。

また、導入するコストと期待される効果を比較すると、大規模な農地であれば高い効果が期待をされますが、中山間地域など、平地と比べて圃場が狭く、持続的に営農につながることは困難なところもあります。

スマート農業のもう一つの柱として情報通信技術を使ったシステムの活用の方も作業の効率化やコスト削減を実現できる可能性があるかと思えます。例えば栽培管理システムや水管理システムといったソフトウェアや小型デジタル機器などを活用し、農作物監視をデータ化したり、作業時間の効率化が可能であると思えます。

また、農業のスキルやノウハウは、これまで人から人へと継承されてきましたが、感や経験に頼った要素も大きく、スキルやノウハウをICTを活用したシステムにデータ化すれば、新たに農業を始める方に役立つのではないかなというふうに思います。

そんな魅力あるスマートな農業にと考えますが、見解をお聞きいたします。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

ロボットやAI、IoT等の情報通信技術を活用しまして農作業の効率化や身体負担の軽減、経営管理の合理化などを進めることで生産性の向上が期待をされております。

市で把握しておりますスマート農業技術の導入実績としましては、ラジコン草刈り機やドローン、AIを活用した米穀乾燥機、直進アシスト機能付田植機やトラクターなどの導入がございます。

御質問のデータ化、そしてその活用は大変有効な取組だと考えます。

ただ、市単独で取り組むには、コスト面など、課題が大きいこともございます。国、県の動向を踏まえ、検討を進めてまいります。

また、多様なノウハウを持つ農家に就農をされスマート農業の知識も含めて技術を取得していただくこと、また就農相談を踏まえて品目や業種に合う農家を紹介するといったこともスマート農業の進展には効果的だと考えます。引き続き県やJAなどと連携をしましてサポートを進めてまいります。

市内の地区営農組合では、若者を対象にラジコン草刈り機のオペレーターを募集をし、農業を担っていただくよう働きかけていると伺っております。これからの地域を担う年代の皆さんに農業に関わりを持っていただくことはとても重要であります。

今後のスマート農業の進展に合わせて幅広い支援ができるよう、市としましても一緒に取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。

スマート農業は、人と機械をうまく組み合わせて、無駄な時間がないよう稼働効率を高め、人の労働負担を減らして賢く農業をすることにつながるというふうに思います。

今、市のほうも取り組まれているということですが、ぜひ新規就農者に取りかかりやすいような、そういう機器もぜひ一緒に考えていっていただきたいなというふうに思います。ぜひ、裾野を大きく、本当に易しく、役立つ支援を、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、がらっと変わらして、2問目の質問に移ります。

EV車の充電設備が設置されましたが、その目的と周知、整備内容はどうということでお聞きをいたします。

ちょっと住民の皆様から言われて、突然と言うと怒られそうですけど、設備が設置をされておりました。その件でお伺いしますが、脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルに向けて、これから様々な施策が進められますが、国は2035年までに新車販売でEV電動車率100%を目指しております。

EV車は、電気エネルギーを動力源とし、バッテリーに蓄えられた電力を使用してモーターを駆動し走行するものです。一般的に内燃機関を持たないため、排気ガスを排出せず、環境に優しいとされております。そういう意識をさらに深め、これから展開をされるのか、まず将来に向けての展望をお伺いします。市内でEV車の普及促進を図って取り組まれているのかどうか、まずお聞きをいたします。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

日本では、EUなどと比べまして新車販売台数に占めるEVの割合は2～3%と依然として低く、まだまだ普及の余地がある現状であります。この普及が進まない要因の一つとして充電インフラの少なさが挙げられております。

駒ヶ根市としましては、訪問先で過ごす時間を活用して充電する、いわゆる目的地充電の役割を果たす普通充電器を市内の5つの施設に設置いたしました。

世界的には、EV失速といった報道も最近は見られております。これは、ガソリン車とは違う楽しみ、あるいは価値観をEV車が十分に打ち出せず、価格競争で巻き込まれているといったことも原因であろうかと思っております。

ただ、長距離を移動しない、あるいはふだんの買物で使用するといった用途によりましては、家庭で充電ができる使い勝手のよさは魅力であります。一定程度、今後、普及は進むものと考えております。

今後、自動車における動力別の比率を予測することはなかなか難しいわけですが、市としましては引き続きEVの普及に努めてまいりたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。

今、市長も申し上げましたが、EV車のメリットは環境負荷が少ないことが挙げられます。

また、ガソリン車とかに比べると燃料費が安く、充電のコストが低いのが特徴です。

また、災害や停電時、いざというときに非常電源としての活用も可能です。

しかしながらデメリットもあり、本体価格が他車と比べて高額で、充電インフラ——充電ステーションの数も全国的に見てまだ少なく、整備不足が否めません。また、充電に時間がかかるというデメリットがございます。

しかし、身近なところに充電インフラがあれば徐々に広がっていくのではないかというふうに思います。利用目的や将来の展望をしっかりと周知していただき、カーボンニュートラルに少しでもつながっていくことを期待をいたします。

また、利用状況や利用者の意見等、集約してお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に設置場所や利用方法等でお聞きをいたします。

先ほども答弁にございましたが、本庁舎と保健センター、駒ヶ根シルクミュージアム、こまくさの湯、駒ヶ根総合文化センターに各2基設置されていましたが、どのような管理システムで行うのか、また利用者への周知や啓発はどうかということでお伺いをいたします。

また、充電設備の容量は6kWアワーと見受けられますが、充電時間が長く、駐車場の停車時間も長いことに対しての御見解をお伺いいたします。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

駒ヶ根市が導入いたしましたEV充電器であります。機器に表示されておりますQRコードから専用アプリ

を呼び込み、情報を登録して決済をする仕組みであります。スマートフォンさえあれば充電ができるというものでございます。会員登録、あるいは専用の提携カードなどが必要なこれまでのEV充電器と比べますと、手軽に利用できるようになっております。

この充電器は設置した業者が国の補助金を活用しまして設置費用や機器のメンテナンスなどの費用を負担いたしますので、市の持ち出しはございません。

また、市の施設から充電設備へ供給した電気代、また充電機器の使用料などは、この設置した業者が一括して徴収をし、年度末に電気代の相当分が市へ還元されるという仕組みであります。

利用者の皆さんには、市報12月号、あるいはホームページなどで周知を行っております。

また、企業が運営しているEV充電サービス情報提供のホームページにも位置情報とともに掲載をされております。

御指摘の充電時間が長いということですが、この目的地充電は、充電時間が長い代わりに、訪問先で時間を気にせず、つないだまま過すと、こうしたことを想定しております。温泉、あるいは催しなどで訪れた際に、ぜひ御利用いただければと思います。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番(中島 和彦君) お聞きをいたしました。

もう既に設置されておりますが、市庁舎と保健センター駐車場で4基設置されております。

また、市への来訪者のみかと思われませんが、使い方の周知等、しっかり伝えていただきたいかなというふうに思います。

また、文化センターやこまくさの湯、シルクミュージアム等の施設での設置は、その施設に来ていただける目的にもなるかと思しますので、利用者の利便性面では相乗効果が見込めるのではないかなというふうに思います。

また、充電設備のシステムですけど、設置コストの関係で6kWアワーの充電、普通充電設備とのことで、急速充電設備ではありません。急速充電設備なら30分で80%まで充電が可能です。6kWアワーであると、日産リーフ車でバッテリー容量が50kWアワー能力車であれば、ざっと、フル充電するのに約7時間を要します。

ガソリン車の燃費になるのですが、電費でEV車は大体1kWアワーで7kmということで、本充電設備は6kWアワーのパワーですと40km走りたいときは約1時間の充電を要します。その辺も周知していただければ、常時駐車場を占有せずに多くの方が利用できるのではないかなというふうに思っております。

利用のモラルも監視徹底していただき、多くの利用者に使っていただけるような設備で、しっかりとした周知をお願いをしたいと思っております。

それでは最後の質問に入ります。

「景観形成住民協定協議会の今後の在り方について」ということでお聞きをいたします。

先ほども申しましたが、中央アルプス駒ヶ岳、南アルプス仙丈ヶ岳も冬の装いにさま変わりし、雪のコントラストが映える時期、見栄えのある景色となってまいりました。2つのアルプスが映える町がふさわしいロケーションであるかと思っております。

駒ヶ根市景観計画は、駒ヶ根市の持つ自然、歴史、生活の背景に、アルプスがふたつ映えるまちに反映され、

美しい駒ヶ根の風景を守り、残していくための取組として、しなくてはならない計画として取り上げられております。

我々が平穏な生活を送るためには一定のルールが必要であり、そのルールが守られて初めて、地域社会の象徴として美しい風景が守られ育まれると市の計画書にもあります。

景観まちづくりとは、町や地域が住民一人一人の資産になり、次の世代に引き継ぐに値する魅力的なものになるよう、行政や住民、事業者等が協働して行う取組とあります。

そして、市は、景観に配慮した町並みの創造をコンセプトに、駒ヶ根市景観条例、景観計画に基づく地域の景観づくりに取り組まれております。

本市の中でも特に重点的に景観育成を進めるエリアを景観育成重点地域・地区として位置づけ、その中で、市民や観光客が集まる5つのエリアに加え、2つのアルプスを眺望する重要なポイントとして景観道路軸、市民の主眼的な取組で景観育成が図られる景観育成住民協定が締結されている区域としております。

指定を受けた地区については、小規模の建設等の行為についても届けてもらうことによりきめ細かな景観の育成を進めるとあります。その区域は、景観形成住民協定協議会なる組織として一定の規模を超える建築物や工作物の建築等は景観条例に基づき手続を行っております。

また、将来を考えた土地利用計画に伴う住宅街の調和や地域の環境保全と、よりよい環境の創出等を、独自の体制の下、地域住民主体で行っております。

市内でも住民協議会が立ち上がらないところもある中で、今、8区の協議会で、現在、市のサポートをいただきながら進めております。私も役員として務めた時期もありましたが、役員の成り手不足等で協議会を解散してしまうところも出てきました。構成メンバーは自治会の組長さんに頼っているところもあり、負担増の懸念もあったかもしれませんが、また自分たちの景観は地元で守るという使命感や認識不足があるのかもしれない。

前に述べた景観計画の必要性等、後世に引き継ぐ協働のまちづくりの再認識を市としても引き続きお願いをしたいと思います。

そこで、景観形成住民協定協議会が残念ながら役員の高齢化や成り手不足で協議会解散となる区域がありますが、今後、市としての関わり等をお伺いいたします。

また、あわせて、今後、地元の住民協定組織がなくなってしまうと考えられますが、今後の協議会の在り方をどう考えているかを併せてお伺いをいたします。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

市内には、御紹介いただきましたとおり、景観形成住民協定協議会は8地区ございます。多くは20年以上活動されておられます。主に、沿道の環境整備や協定地区内の建築物の新築等、またはそれに付随する工事の事前審査を行っており、駒ヶ根市の景観維持に貢献いただいていることに感謝を申し上げます。

今回、残念ながら、今年10月、ふれあいセンター景観形成住民協定より、協定者が減少をし活動がままならない、令和7年3月末日で廃止をする方針だという申出をいただきました。この地区は、ふれあいセンターを中心に、アルプスの眺望のよさを保ち、そして緑化活動を続けてこられました。協定が廃止した後も一定の景観形

成を望んでおられます。

一方、景観形成住民協定が廃止されますと、通常の景観計画区域となります。住民協定では規定をされていた道路からの後退距離等の基準はなくなります。

特に市道梨の木線は2つのアルプスが眺望できる主要な道路であります。沿線は、今後、開発が進むことも考えられます。市としましても、引き続きこの景観を守り、残していく必要があると考えます。

そこで、市道梨の木線を景観道路軸重点地区として位置づけまして、道路からの後退距離を戸建住宅は2m以上、宿泊施設や観光関連施設等の戸建て住宅以外の建物は5m以上後退に努めるよう指導できるようにします。

また、市としまして景観の維持、育成を行うことにしまして、今、手続を進めているところであります。

ほかの地区への影響であります。例年行っております住民協定代表者会議では、活動を維持する上で高齢化、次世代へのバトンタッチが課題だという声はございますが、すぐ廃止をしたいという地区は今のところありません。

一方、市の活動補助金につきましては、環境整備等の活動をするために継続してほしいとの意見をいただいております。市としましても補助金を継続し、景観育成住民協定を引き続き支援をしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番(中島 和彦君) 御答弁いただきました。

本当に、この2つのアルプスが映える町ということで、本当に景観は大事だというふうに私も思っております。

地元として、ぜひ何とかこれからしていきたいなというふうに今思ったところですが、市のほうでしっかりとサポートをいただけるということで、大変ありがたいというふうに思っております。引き続き住民の皆様にも周知をして、また復活できるような形があればいいのかなというふうに今思っております。

市のほうでこれだけしっかり計画をつくっていただいたので、多くの市民にも周知、納得していただける仕組みも必要だと思います。しっかり2つのアルプスが映える町を再認識して意識していただくことが一番だというふうに思います。

また、煩雑な手続がありましたら、電子申請など、DX化をしていただき、負担軽減の手続をお願いをしたいというふうに思います。

以上、3つの質問になりました。これにて一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔7番 中島和彦君 着席〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて中島和彦議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午後1時55分といたします。

休憩。

午後1時47分 休憩

午後1時55分 再開

○議 長(小原 茂幸君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位10番、小原晃一議員。

〔5番 小原晃一君 登壇〕

○5 番（小原 晃一君） 会派改進黨の会、小原晃一です。

12月議会一般質問、あと3人となりました。よろしくお付き合い、お願いいたします。

通告に従い一般質問を行います。

今回は駒ヶ根高原に関して、介護保険事業に関して、パートナーシップ宣誓制度に関して、令和6年農産物の被害に関しての4項目を質問します。

まず1つ目の項目「駒ヶ根高原観光地の施設整備について」であります。

①としまして入湯税に関する質問です。

この質問の趣旨は、高原で観光業を営む関係者数人から入湯税の使い道の具体的な内容が分からないとの意見を受けまして、ほかの質問の関連もあり、所管課の聞き取りではなく、議会の公の場で一般質問が有効と判断したからです。

御存じのように、入湯税は温泉源の維持、管理及び観光振興などの費用に充てるための目的税です。旅館等が特別徴収義務者として、入湯、宿泊入湯客から1日当たり150円、日帰り入湯客から同じく100円を入湯税として徴収し、市町村に納入するものです。その用途は環境衛生設備の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興、観光施設の整備に要する費用とされています。

令和4年度は2,800万余、令和5年度は3,775万余が納入されています。

そこで、近年5か年の入湯税の具体的な用途とその内訳について答弁を求め、壇上からの質問とします。

〔5番 小原晃一君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

入湯税の最近5年間の推移と用途は次のとおりであります。

令和元年度は、入湯税は3,122万円、用途はこまくさの湯冷却装置更新に451万円、温泉開発基金積立金として2,671万円であります。2年度は入湯税が1,544万円、用途は温泉使用料減免措置の財政支援として2,300万円のうち100万円、温泉開発基金積立金として1,444万円、3年度は入湯税が2,136万円、用途は温泉使用料減免措置の財政支援として1,800万円、温泉開発基金積立金として336万円、4年度は入湯税が2,872万円、用途は温泉開発基金積立金としまして2,872万円、5年度は入湯税が3,176万円、用途はこまくさの湯ボイラー更新に1,200万円、温泉使用料減免措置の財政支援として100万円、温泉開発基金積立基金として1,876万円となっております。

なお、温泉開発基金の残高は5年度末で1億6,100万円であります。来年度から始めます早太郎温泉5号井の源泉工事の財源に予定をしております。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） お聞きいたしました。後ほどの問題にも出てきますので逐一申し上げますけれども、コロナ禍においては補助金に使い、それから昨年度においてはこまくさの湯のボイラー、令和元年もこまくさの湯に使われたと、あとは5号泉の財源ということで承りました。

2の質問に移らせていただきます。

私の調査不足ですいませんが、一昨年の2020年の10月にPicoCELAが駒ヶ根高原プロジェクトに参画し、マルチホップWi-Fiを活用した通信環境整備の実証実験を経てサービスを開始したとメディアで調べました。

そこで、マルチホップWi-Fi、私、ちょっと存じ上げないので、その内容を含め、駒ヶ根高原のWi-Fi環境の整備と設置状況についてお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

駒ヶ根高原では、令和3年度に駒ヶ根ファームス周辺や菅の台バスセンター、こまくさの湯に合計8基の屋外Wi-Fi機器を設置いたしました。

機器の設置に合わせまして、Wi-Fi機能のほかに接続時に自動的に移行するアンケート機能や各ポイントでのアクセス数を計測した人流感知システムを導入いたしまして、観光客のニーズや周遊状況の把握などに役立てております。

アンケートは4年から実施をしております、回答者数は4年がおおよそ1,500人、5年はおおよそ3,000人と増えております。

アンケートでは、住所や年齢、性別といった基本情報のほかに、移動の交通手段や来訪目的、滞在日数などをお尋ねしています。

登山者の方には下山後の予定、行きたい施設などをお伺いしております、こうした分析の結果を観光施策や戦略の企画に活用しております。

また、インバウンド旅行者のニーズを把握するため、来年度から多言語対応のアンケート機能を導入する準備を進めております。

人の動きや流れを感知する人流システムでは、季節や時間帯ごとの人の流れを調べまして、それぞれの時期に応じた散策マップやお勧めのコースマップを策定、制作をしております。これは観光案内所などで提供をしております。

今後はWi-Fi環境を活用できるアプリなどをさらに研究をいたしまして、利便性、周遊性の向上を目指してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5番（小原 晃一君） お聞きました。今、市長の答弁の中で、特にアンケート、それから人流感知システムっていうのが、何ていいですかね、さっき利便性も含めて向上していくっていうこと言われてまして、その点、それに関係して現状をちょっとお話ししたいなと思います。

これは、令和5年度の長野県観光地利用統計調査によりますと、駒ヶ根高原は、観光地消費額では26億3000万で、上伊那でストップ、それから利用者延べ数は41万900人です。残念ながら1万3,600人減少しております。近在では、南箕輪大芝公園が41万人強、それから伊那西部高原となっていますので、あのゴルフ場から西

のあたりの部分をいうんでしょうけど、そこは、もう50万人越えをしております。

で、それは比較にならないんですけども、とりわけ、南箕輪の大芝高原より駒ヶ根高原のほうが観光消費額は多いですけども、人数は少ないっていうことになっております。

駒ヶ根市で、駒ヶ根高原、それから光前寺、中央アルプス駒ヶ岳、プラス、シルクミュージアムで、合わせますと95万1,100人で40億8,000万の観光地規模です。これにプラス、くらすわの森が加わりますので、さらに増加が予測されます。

で、先ほどの人流システムに関係するんですが、駒ヶ根高原の状況を見ますと、3、4、これ、令和4年ですけど、3・4・5・6・8・11・12月が減少して、その、特に8月の7,400人、減少しております。令和6年度においては7月のロープウエーの運休等で変動してくると思うんですけども、その減少1万3,600人っていうものは、非常に私は大きな数字だと思っております。

また、RESASの地域経済データによりますと、愛知県、東京、神奈川、大阪の順に令和2～3年度は宿泊数が多かったんですけども、令和4年度には東京が1位になりまして、長年1位の愛知県を逆転しました。観光客の動向を見ますと、大人の男性女性が多く、参加形態別では夫婦、カップルが41%、で、次いで男女、グループ、家族の順であります。宿泊日数別では1泊が56%、次いで2泊3泊が38%を占めています。

令和5年度、光前寺、中央アルプス、シルクミュージアムはそれぞれ観光客が増加していますが、駒ヶ根高原のみが3.2%減少しております。これは、今、市長の答弁にありましたように、高原のWi-Fi環境の整備や施設整備が進みつつあり、また周遊バスの実証実験等を行い、さらにはランドデザインを策定している中ではあるんですが、この観光客の減少っていうのは一体何に起因しているんでしょうか。

以上から、令和4年度に東京都の宿泊客が増員した、倍増した要因、それから、繁忙期——8月に観光客が減少した要因——客単価が実は令和4年と5年では5円しか変わっていません。家族観光客が少ない要因、観光客は温泉や設備環境に満足しているのか、それから日帰り宿泊客にとり駐車場が足りているかなど、様々な調査、研究が必要と考えます。

こまくさの湯は4月に1,200人～1,600人来ていると。で、駐車場が100台あるんですけども、50台は借地駐車場であると。それから、御存じのように、駒ヶ根ファームスは普通車が80台、それから大型車が8台なんですけれども、私もあの直売所へ行ってお手伝いしているときに、駐車せずに移動される車があります。

そこで、令和5年度——先ほどありましたけれども、入湯税等も観光振興に使われますし、ましてや、ふるさと納税基金もその該当に当たると思います。そこで、令和6年度のふるさと基金の活用状況、それから基金を活用して、人気の高いこまくさの湯や、長年、懸案事項である駒ヶ根ファームスの駐車場の拡張を検討されてはいかがでしょうか、お聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

ふるさと寄附には8つの目的がございます。それぞれ目的に沿った事業に充当しております。

令和6年度当初予算では6億8,000万を繰り入れまして、観光、福祉、教育、国債など、それぞれの事業で活用することとしております。

5年度の主な応援目的別の納税額は次のとおりであります。

懐かしいふるさと、育てたいふるさとを全ての分野で応援2億9,823万7,000円、未来を担う子どもたちへの支援事業2億317万9,000円、自然、景観を保全、育成する事業9,334万8,000円、観光資源を保全し活用する事業6,234万3,000円、福祉・医療体制を推進する事業4,303万円、こうしたところになっておりまして、このうち観光事業につきましては、今年度、寄附金6,234万3,000円の中の5,000万円を繰り入れまして観光PR動画の作成や高原観光施設の整備などに充当しております。

5年度の決算では、観光応援目的の寄附を積み立てたところから6,000万円を繰り入れまして、こまくさの湯の改修工事や中央アルプス魅力体感事業等に活用しております。

この基金を活用してこまくさの湯や駒ヶ根ファーム駐車場の拡張はどうかという御提案であります。

こまくさの湯は県道南側の土地を駐車場として使用しておりまして、駒ヶ根ファームスにつきましては、平成12年、拡張工事を行いました。両施設とも夏から秋の繁忙期には一時的に満車の日や時間帯が出ております。

夏休みシーズンの駒ヶ根ファームスも、施設利用者のほかに太田切川での川遊びの家族連れ、こまっ子広場の利用者、こうした皆さんも利用されることが多く、混雑をしております。

ただ、こうした混雑は一時的でありまして、時間帯によりましては空きもございます。また、駐車車の回転も早いため、警備員を配置いたしまして、特に大きなクレームもなく運営できております。

ロープウエー行きの駐車場は、コロナ禍以降、マイカーで訪れる方が非常に増えまして、駐車場がほぼ満車になるケースが何回か起きております。

このように、コロナ禍以降、来訪される方の動向は変わってきております。公園の散策を目的に訪れる方も増えております。

したがいまして、高原内の駐車場につきましては、施設ごとではなく、ロープウエー用、あるいは高原利用者用、こうした側面を総合的に見極めていく必要があると考えます。

今後、駒ヶ根高原ランドデザインを具体化していく中で高原エリア全体に必要な駐車台数を検討いたしまして、その際には基金の活用も検討してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） お聞きしました。拡張については、ロープウエー用、高原散策用等々、エリア全体で考えていくっていうことであります。

で、今回、この1番目の質問に関しては、先ほど申し上げたように、現場、駒ヶ根高原の観光業者並びにその関係者等が、こういう状況、私たち議員もそうなんでしょうけれども、やっぱり、現実、現場の人間が理解していないってことを痛切に感じました。

そこで、追加質問っていうか、確認の意味ですけれども、今、市長も言われた中で、コロナ後、動向が変わってきたっていう中で、観光需要の変化もあるし、動向も踏まえている中で、駒ヶ根ランドデザイン、ま、実施計画っていうことになってくると思うんですけども、地元や観光業者、温泉事業協同組合と行政が、より情報交換したり、それから協議をしていく必要が、今回、ちょっと感じましたので、その点についてのお考えをお聞かせください。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

駒ヶ根高原のグランドデザインなど、観光施策の実行に当たりましては、観光協会の専門の3つの部会に市の担当職員が関わっておりまして、温泉事業協同組合の例会にも出席して意見交換を行うなど、市の情報が迅速に現場へ届くよう配慮をしております。

令和2年のグランドデザインの策定に当たりましては、観光事業者や宿泊施設、関係団体、住民の皆さん、関係する行政機関などで構成いたします駒ヶ根高原観光懇談会を設けまして、様々、議論を重ねてまいりました。

コロナ禍を経まして、観光協会では、先ほど申し上げました3つの部会で、検討を、様々、進めているところであります。こうした組織と、先ほど申し上げましたこの懇談会、連携をいたしまして、観光施策への御提言、情報交換ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5番（小原 晃一君） お聞きしました。

僭越ですけど、小原議長、私もその部会に入っておりまして、協力させていただいています。それを含めて、今後、連携に協力したいと思います。

2つ目の項目です。介護事業における現状と課題、今後の施策はについてです。

私が申し上げるまでもなく、生産年齢世代が減少し、65歳以上の高齢者が増加し、さらに医療、介護のニーズを抱える率が増す75歳以上の高齢者が増すことに伴い、市では、令和7年度以降、要介護認定者の増加が予想されています。

また、現場では医療や介護従事者が減少状態で、既にヘルパーさんやケアマネジャーさんの不足が深刻化していると聞きました。

そこで、①としまして、最近の介護職人口の推移と介護現場での課題は何かをお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔民生部長 北原純君 起立〕

○民生部長（北原 純君） それでは、御質問をいただきました駒ヶ根市におきます介護人材の推移ということでございます。

こちらにつきましては、第9期の介護保険事業計画に需給推計という形お示しをさせていただいております。

令和3年の市内の介護人材は558人ですが、令和8年には533人に減少し、介護人材の必要人数に対しまして42人が不足すると推計をしております。

さらに、令和12年には介護人材は512人に減少をいたしまして、90人の不足が見込まれ、要介護認定者数が1,797人でピークに達する見込みの令和22年には、介護人材は454人まで減少をし、198人が不足すると推計をしております。

こうした介護人材の不足は全国的に深刻な課題であり、市内の介護現場でも同様に喫緊の課題であります。

ケアマネジャーの業務負担の増大を背景に、ケアマネジャー不足、そしてケアマネジャーやヘルパー自身も高

齢化をしており、人材不足の課題は顕著になってきております。

こうした介護人材不足の状況を踏まえまして、第9期介護保険事業計画において具体的な事業を盛り込み、介護人材の養成、確保に取り組んでおります。

〔民生部長 北原純君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5番（小原 晃一君） 議員お聞きしました。

簡単に、あの、人口減少とか高齢化っていうことを言うのは、私、あんまり個人的には好まないわけで、やはり、こういう現実的な数字を見ると、これから——先ほども言いましたけれども——要介護認定者がどうしても増えていくっていうことは否めない事実です。

その施策っていうのも、先日、ちょっとリエイブルメント等で研修にも行ってきた経緯、あるんですけども、現実のケアマネジャー不足、それからヘルパー不足っていうの、高齢化にも、当然そうなんですけれども、この問題っていうのは、やっぱり考えていかなきゃいけないかっていうふうに当然思います。

で、2の質問に移らせていただきます。

市報こまがね12月号で特集されていました。介護を学びキャリアアップ応援っていうことで、大変失礼ですけど、私も一読したんですけども、この一般質問の前にもう一度お示しいただいて、そのことを認識したわけですけども、再度説明を求めるっていうことで、申し訳ありませんけれども、確認の意味で、介護職員等研修受講の支援事業の内容と実績の推移はどうか、介護職員初任者研修、それから生活援助従事者、介護に関する入門研修受講支援の状況、最後に研修事項に関して事業所、市民への周知の内容についてお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔民生部長 北原純君 起立〕

○民生部長（北原 純君） それでは御質問いただきました介護職員と研修受講支援事業でございます。

こちらは、介護人材確保の取組といたしまして令和3年度から実施をしております。

事業の内容につきましては、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を受講し、資格を取得した介護職員を雇用している介護事業所等が負担をいたしました研修の受講料等について補助金を交付し、支援をしております。

また、市内の介護事業所等に就労をされている方が介護支援専門員実務研修を受講された際には、その受講料等について補助金を交付し、支援をしております。

これまでの実績でございますが、令和3年度・4年度・5年度の各年度とも3件の補助金を交付をしております。

また、令和6年度は、既に初任者研修で4件、前年度と比べますと件数は増加すると見込んでおります。

市の介護人材の養成、確保の取組であります。今年度から3年間の第9期介護保険事業計画では重点施策の一つに介護人材の養成、確保を掲げております。

今年度から市内の介護事業者等と協力をいたしまして、市内で介護のを知り、学ぶ場を設けまして、最終的に国家資格である介護福祉士の受験資格が得られる体制づくりに着手をしております。

市民の皆様には市報12月号で介護福祉士の受験資格を得るための3つの研修ステップを介護資格のステップ

アップとして紹介をさせていただいております。

なお、これまでの実績でございますが、8月9日に1つ目のステップであります介護に関する入門的研修を開催いたしまして、21名の方が参加をされております。受講者のうち約7割の方が介護未経験者で、平均年齢は55歳であります。資格取得や介護就労だけでなく、家族介護に不安のある方も参加をされております。

また、10月11日には2つ目のステップである介護職員初任者研修を開催をし、5名の方が参加をされました。受講者の平均年齢は40歳で、このうち4名の方が3つ目のステップである介護福祉士実務者研修の受講を希望をされております。

8月下旬から事業を開始をいたしまして、11月末までに介護未経験であった2名の方が介護研修と職場体験を経まして市内の介護事業所に就職をされております。

今年度は1月に介護に関する入門的研修を開催し、2月末まで介護職場体験の実施を予定をしております。

市民の皆様には市報等を活用して広報をまいります。

〔民生部長 北原純君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） お聞きしました。近隣市町村では実施していない駒ヶ根市独自の介護職員の育成や確保のために、今、部長に御説明いただいた入門的研修、それから初任者研修、さらにケアマネジャー、介護支援専門員にアップするために国家資格の介護福祉士実務者研修受講支援をされているということをお聞きしましたし、昨日ですか、市のホームページ、私のスマホにも、これから研修が実施されるという入門研修の応募等が流れてきました。

で、市のほうで、今回、この一般質問させていただいたわけですが、正直申し上げて、自分たちが知らないところで結構頑張ってるじゃんっていうことで、私は再認識をさせいただきました。

今後も、市民に理解され、活用される総合窓口的な職業紹介所っていうことで市報にも載ってましたので、その活動の充実を望みます。

次に③の質問です。

現状では福祉課で高齢福祉を、地域保健課で介護支援を事業展開していますが、今、部長からも説明ありましたように、介護人材、それから事業所後継者の不足が深刻化し、市業務が、やはり複雑化しているんじゃないかっていうふうに判断されます。

そこで、高齢、介護に特化した系の創設など、組織改編を検討する考えがあるかどうかをお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

介護人材や事業の後継者不足、これは市の重要課題だと認識をしております。

現在、福祉課、地域保健課が連携をして介護保険事業を推進し、効果的な事業運営になるよう努めております。

業務の複雑化への対応につきましては、こうした体制を基本といたしまして、課内での業務の整理や効率化を進め、より一層連携が高まるよう図ってまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） 令和5年度の決算報告にありましたように、駒ヶ根市にとって、介護人材の確保と待遇保障と同時に、介護予防と重症化防止、取り組んでいる実態を見ましたし、ただ、同時に、事業展開していくって非常に重要な局面に対峙しているんじゃないかと痛感します。

福祉課、地域保健課のみならず、社協や事業所、それから関係機関とさらなる情報共有と対策の連携、強化を切望いたすところであります。

それでは3つ目の項目です。パートナーシップ宣誓制度の実績と同性パートナーの住民票登録についてです。

第5次総合計画では「人が尊重される社会の実現」のための取組の一つに「パートナーシップ宣誓制度の導入により、生きづらさを感じている当事者の悩みを解決します。」とあります。

市は令和4年4月に宣誓制度を導入しました。

ところが、皆さんも御存じのように、周知ポスターがロビーから残念ながら総務課入り口に移動してしまっていて、非常にちょっと残念に感じるところはあります。

そこで、1としまして、令和4年4月に宣誓制度を導入してからの実績と啓蒙、周知などの具体策についてお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

駒ヶ根市におけるパートナーシップ宣誓書受領書の交付件数であります。令和4年度に1組、5年度に1組の計2組であります。6年度は、現時点でまだ申請はございません。

長野県も5年8月にパートナーシップ届出制度を施行いたしました。パートナーシップ届出受領証明書の発行件数を確認いたしますと、5年度に13組、6年度は11月末時点で5組ということであります。

同性婚を認めない現行法の規定につきまして、今年3月の札幌高裁、あるいは10月の東京高裁で憲法違反との判決も出ております。

法改正、新たな制度化などの動きを注視いたしまして、パートナーシップ宣誓制度を導入した市としまして、広報などによりまして周知を引き続き続けてまいります。多様性が尊重される社会、自分らしく生きることができる社会の実現に取り組んでまいりたいと思います。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） 確認ですけれども、よろしいですかね。パートナーシップ宣誓を、今、市長の説明のように令和4年5年で1件ずつということで、宣誓、受理しているわけですけれども、利用可能なサービスについてちょっとお聞きできますでしょうかね。宣誓することによってどういうサービスを受けられるのかどうかっていうの、それ、答え、もしいただけたらお願いしたいんですけど。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔総務部長 小澤一芳君 起立〕

○総務部長（小澤 一芳君） パートナーシップ制度を活用して行って宣誓していただいている皆さんにつき

ましては、公営の住宅の入居の関係につきましてもスムーズにできるような形にさせていただいたりですか、民間につきましても同様な形をお願いしているところでもあります。

以上です。

〔総務部長 小澤一芳君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） パートナーシップ、先ほどの市長の説明もありましたけれども、長野県では長野市と松本市ですか、で、駒ヶ根市が3つ目だと思んですけども、今の中で、利用サービスで、今、市営住宅の申込、言われたわけですけども、他の市町村によっては、パートナーシップ宣誓制度をして、利用可能サービスっていうのを設けている自治体もあります。

これは松本市さんの場合ですけども、面会、手術の同意、みとり等、親族と同様の対応、それから市罹災証明の代理者申請、パートナーが親権者とともに保育施設の入所申込み、それから同性パートナーを保険金の受取人にして、当然、制約はありますけれども、そのようにされているっていうことで、ぜひ、私、市もパートナーシップ宣誓制度を行った自治体として取り組んでもらいたいっていう思いがあります。

で、今後の施策についての提案です。

いろいろ今回調べる中で、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークっていうのがあります。パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク、それからファミリーシップ制度がございます。

3つ目ですけど、これは私の考え方ですけども、人権推進係を設置して、直接、電話相談員を置いて当事者の対応や相談を行うなど、市の独自の施策っていうのを検討されてはいかがでしょうかと思います。

もう一度申し上げます。パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークっていうのがあります。それからファミリーシップ制度っていうのがあります。それ等の検討をされてはいかがでしょうか、お聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

○5 番（小原 晃一君） その提案ですので、どのようにでも……。

私の提案です。通告とは——通告にはありませんけど、提案ですので、そのようにお願いします。

○議 長（小原 茂幸君） お考えがあればお聞きすることにして……。

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市 長（伊藤 祐三君） 検討いたします。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） 2の質問です。

性的指向や性的マイノリティーの多様性に関する国民の理解を深めることを目的としたLGBT理解増進法が令和5年——昨年6月に施行されました。

国会議員の不認識の発言や誤解がヘイトクライムにつながりかねない、デマがSNSで流布され性犯罪者とトランスジェンダーが同一視されているなど、様々な問題が生じております。

かつて、私は日本の女性は資本、国家権力、男権（父権）、生き残りの家族制度（属権）の4つに支配、搾取、差別されていると学んだことがあります。

現在の日本の状況は、世界銀行が公表した経済的な権利をめぐる男女格差、190 か国中80位、それからUCLAのLGBTが社会にどれだけ受け入れられているかの調査によれば174か国中66位です。

さらに、経済協力開発機構——OECDですけれども——2020年の加盟国の報告では35か国中34位です。

LGBTの理解や同性愛の理解の前に、日本っていう国における差別や偏見の問題を解決していくためには、日本で、これは全ての人が差別問題の歴史や現状について学び、正しい理解を持つことが私は前提じゃないかと考えております。

それで、2につきまして、先ほど市長の答弁であったんですけども、パートナーシップ宣誓制度を導入して、さらにステップアップする意味で、同性パートナーの住民票登録、夫未届け及び妻未届けを実施し、同性愛者の行政サービスを行う考えなのかをお聞きます。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御指摘されたのは、今年5月、長崎県大村市で男性同士のカップルに続柄を「夫(未届)」と記載をした住民票を交付したケースだと思います。その後、幾つかの自治体も同様の対応を取り、国としての見解も求められておりました。

駒ヶ根市としましては、パートナーシップ宣誓制度を導入していることを踏まえまして、同様の記載を希望された場合の対応について検討するよう関係課に指示をしております。

その後、7月9日付で、総務省からは、公証資料である住民票の写しを交付する住民基本台帳法の運用として実務上の問題がある、実務を担う各種社会保障の窓口等で当該住民票の写しの続柄のみで適用の可否を判断することができなくなり実務上の支障を来すおそれがあるとの見解が出されております。

ただ、住民票の記載に関わる事務につきましては自治事務であります。国の見解を踏まえてそれぞれの自治体で判断するものと認識をしております。

駒ヶ根市では、まだ申請がございませんので、今ここで判断をするわけにはいきませんが、適切な対応をしたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5番（小原 晃一君） 市長の今答弁にありましたように、長崎県大村市の事例を申し上げました。

で、ただ、その1点、私、理解できないのが、松本総務大臣が、閣議後の記者会見の概要で今お話しされたんですかね、それともきちんとした通達なりがあったのでしょうか、その点、ちょっと確認したいんですけども。

今、市長に言われた、要するに総務省からの問題で、そういう、7月9日に長崎県の事例を取り上げて、男女の事実婚関係を示す、今、私が申し上げたようなこと、妻の記載っていう感じに関しては、省庁の通達や通知と考えられているのでしょうか、それについてお聞きます。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔民生部長 北原純君 起立〕

○民生部長（北原 純君） ただいま御質問いただいた件でございますけれども、まず、令和6年の7月9日付の事務連絡ということで総務省自治行政局住民制度課より「長崎県大村市からの照会に対する回答について（情報提供）」という形で通知が出ております。

また、令和6年の9月27日付の事務連絡におきまして、総務省自治行政局住民制度課より長崎県大村市からの再照会に対する回答についてということで、情報提供という形で、こういったものが、各都道府県、それから市町村の住民基本台帳担当部局宛てに送付をされております。

〔民生部長 北原純君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） 情報提供というものが聞かなきゃならない省庁の通達か通知かっていうについては、ここで議論してもあれですので、私のほうで……。

この会っていうものが、そういうものとして、先ほど言われたように、市長が言われたように、なぜかっていうと、自治事務ってところを、やっぱり私たちは大事に、特に行政の方々——当然、通達も、それもそうなんでしょうけれども——これに関しては自治事務ってことでありますので、それだけを強調してできるわけじゃないってというのは百も承知ですけども、やはり、何度も言いますけれども、これだけジェンダーの問題、少数的なマイノリティーの問題が社会的、特に若い年代にすごく、何ていうか、理解を求められていますし、それから彼らのすごく認識も深まってきている中で、やはり、私たち、もっと言っちゃうと年寄りが考えるじゃなくて、若い世代のことを考えていける行政であってほしいなと思います。

ですので、自治体事務っていう中でのことを、できたらその点からもう一歩進んで、パートナーシップ宣誓制度をステップアップしていただきたいと考えております。

それでは4つ目の項目であります。令和6年農産物の被害状況と支援策、今後の施策についてです。

まずは農業全体に関して質問します。

市長公約に、担い手不足が課題の農業分野は、技術指導や資金援助など、新規就農支援やスマート農業を推進する、新規農業者を支援し農業の足腰を強化するとあります。

すいません。先ほど中島和彦議員の質問にありましたように、クリエイティブだ、もっとかっこよいスマート農業ってということで、ちょっと私は質問できないので、その点は御理解ください。

令和7年から9年度の3か年実施計画が、農業分野、基盤整備、森林・林業整備、竜東振興プロジェクト、交付金事業、関連事業で約10億円、それから農業次世代人材育成に3,800万円、担い手育成推進315万円、これ、3年間ですよ、105万円ずつ。先ほど市長も言われていましたけどスマート農業推進事業に1,800万円、さらに6次産業化推進事業については300万円——年間100万円です。で、6,200万円余であります。

なぜかシルクミュージアム管理運営事業、シルクミュージアム体験工房の管理、動態展示や子ども向けクラブト展示等有効活用事業、地域おこし協力隊員の活用で、事業費、これ、1億5,400万円、うち一般財源約1,204万円を計画しているわけですね。

失礼ですけども、公約とちょっと矛盾をされていませんか。農業人材の確保や農業振興等に6,200万円の予算に対して、シルクミュージアム管理運営事業に1億5,400万円。まあ、施設を改修するのか、先ほどの中に入っていないので膨れ上がる予算は分かりませんが、私はいかがなものかと感じます。農業従事者や関係者、

市民がシルクミュージアムへどれだけ農業振興と絡めて期待を寄せているでしょうか。

それから、先月の農業委員会が提出された駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書、先ほど中島議員も言われていましたけれども、後継者や新規農業者の不足等、厳しい環境下ではありますけれども、駒ヶ根市の農業というのは、米、野菜、果樹、花卉等、多種多様な農作物が生産可能で、農業には魅力ある土地と言われています。まあ、意見書を市長も御覧になれたと思います。

それで、1としまして、市長の公約にある地に足がついた将来ビジョンが、どうか私には見えません、農業に関して。そこで、令和7年から9年度、3か年実施計画で市長の目指す農業の具体的なビジョンや決意についてお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

市の農業政策につきましては、先ほど中島議員の御質問にお答えをしましたとおり、様々な計画に基づいて推進を図っております。

とりわけ、農業を支えていただいている現役世代の農業者はもちろん、これからを担う次の世代の農家、新規就農者にも確実に営農を続けていただくことは大切だと考えております。

自然災害や世界情勢に左右される状況ではありますけれども、農業経営を安定して行っていくことは重要であります。課題は様々ありますけれども、まずは地域の担い手を確実に確保することや、もうかる農業を模索し、魅力を感じていただけるよう進めてまいります。

今後も地域の課題、実情を様々な方々からお伺いし、計画的かつ有効な事業を図り、農業に携わる方々が安心して続けられるよう推進を図ってまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 小原晃一君 起立〕

○5番（小原 晃一君） お聞きしました。地域の担い手、稼げる農業、やはり後継者の問題もあるでしょうけれども、輝かしい、何か、ばら色ではなくて、本当に、先ほど、市長の公約にあるように、農業に対して地に足のついた明確な将来ビジョン、これ、市長自ら言われているわけですので、私がつくっている言葉じゃありませんので、ぜひ地に足のついた農業、いろんな、先ほども——農業委員会の委員長が言われているように可能性があると思いますので、いろんな農作物を作られている中で、温暖化もあります。それから、いろんな、これからのいろんな障害もあるかと思うんですけれども、その中で先を見通して、よく市長が言うように想像力を生かしていただいて、ぜひ明確なビジョンを持っていただきたいと思います。

それでは、令和4年度の春先の凍霜害、それから夏の長雨によりまして被害がありました。それについては助成金を市から出していただいたり、令和5年度ではリンゴ農家への出荷費用の補助等をされてきています。

で、本年、特に果樹農家において、今日、ちょっとお持ちしたんですけれども、新聞でも御覧になったと思いますけれども（資料を示す）これ、見えますかね。これがシナノスイート、上段がシナノスイート、下段がカメムシ、上が、ちょっと筋がついているんですけど、上が胴割れです。それから下段がカメムシ被害。

それから、これ、シナノゴールドです。ちょっと黄色くてあれですけれども、これがやっぱりカメムシ被害を

受けております。高温障害も受けております。

それから、ちょっと後から現物を渡しますけど、これが「ふじ」であります。新聞でも御覧になったかと思うんですけども、これは、私が農業者、生産者に行って、新聞報道、出る前に調査したものであります。

時間がだんだんないんですけども……。

まあ、1個見てもらえば……。 (リンゴを示す) 現物は、見えますかね、現物はこういう感じで割れております。で、こういうふうに割れております。

そこで、②としまして、このような被害が生まれると生産意欲ってというのは減少します。で、主に稲作、蔬菜、果樹における被害状況の把握と支援策について、考えと補正予算の検討を行う考えがあるのかをお聞きします。

〔5番 小原晃一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず今年度の農作物の被害調査、把握の状況であります。

これは、県やJA上伊那、NOSA I長野と連携をいたしましてヒアリングや現場確認などを行っております。

まず水稻であります。11月19日の農水省発表の県の作況指数は101でありまして、南信は100と平年並みであります。一部の農家では、いもち病の発生、カメムシによる斑点米、酷暑による胴割れ米など、品質低下の報告があり、一等米の比率は昨年度より若干を落していると同っております。

大麦は、降雨前の収穫ができ、全量が一等品質となっております。全体的に粒が細かく、収量は昨年より少ないとのことであります。

大豆は、高温や干ばつの影響を受け、カメムシの被害も確認され、前年同様、収量、品質が悪い状態でありませぬ。

夏ソバは播種後の降雨による湿害によりまして前年と同じく収量が取れなかった状況であります。秋ソバは湿害の影響で平年より若干減となっております。

野菜のうち白ネギやアスパラガスは生育がおおむね順調であります。

ジュース用トマトは高温による日焼けの多発で減少となっております。

ホウレンソウなど薬物も高温の影響で収量減でありました。

大きな被害では、秋ブロッコリーが黒すす病の多発によりまして出荷量が大幅に減少したと同っております。

果樹では、リンゴは、昨年のような大きな凍霜害による被害報告は受けておりませぬ。しかし、夏からのカメムシの発生によりまして、農薬のかけがが悪かった場所、あるいは散布のタイミングがずれた園地では被害がありまして、農家によっては3割～5割の被害という状況も同っております。高温障害の影響もありまして、日焼け果や果実の割れといった状況も出ております。

梨は、カメムシや日焼けなどの被害がありましたが、交配時の天候に恵まれ、全体の数量は増えていると聞いております。

ブドウにつきましては、被害報告は聞いておりませぬ。

こうした状況を踏まえまして、カメムシ被害を受けたリンゴの対応策として、JA上伊那が特別集荷対応を行い、販売につながる取組をされておられます。

駒ヶ根市としましては、J A 上伊那でこうした対応を行っていることや、収入保険の掛金の一部補助を既に行っておりますので、補正予算の対応は現時点では考えておりません。

恒常的な気温上昇への対応につきましては、今年度、県議会の農政林務委員会の上伊那視察の際、気候への耐性品種の開発に関する要望をしております。

国、県も含め引き続き要望活動を行い、関係団体とも連携をし、農家の皆さんの経営基盤強化につながるような取組を引き続き進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔5 番 小原晃一君 起立〕

○5 番（小原 晃一君） 毎年、農産物被害が発生する中で、私たちの生活や命を支えている農業生産支援、市の独自の支援策をどうも検討する考えがないんじゃないかっていうふうに感じました。

私も3年続けて農業支援や被害支援の質問をしてきています。で、今の答弁ではなかなか納得できない点があります。とも補償、それから共済保険加入推進や掛金補助、年ごとの補正予算、農家支援の実績を評価しますけれども、収入が毎年3割～4割減少するというのは、私も農業をやっていましたが、当然、もう農業、再生産に向けての意欲というのは落ちます。

そこで、どうしても独自の収入保険制度——ま、きつとも補償やみなし共済、それから共済保険のことを言うんでしょうけれども、市としては。ぜひ、収入保険で補償されない基準収入の1割や付加保険料の全額補助を行うとか、また5か年平均収入の減少分を収入額ランク別に上限を設けて給付金を直接支払うなど、検討していただきたいと思っております。

農業共済と二重支援になったとしても、市の本気度を示して、現在の農業者や将来の農業者への就労支援、ポテンシャルアップにぜひ前向きに取り組んでいただくことを切望いたしまして、私の一般質問を終わります。

〔5 番 小原晃一君 着席〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて小原晃一議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午後3時5分といたします。

休憩。

午後2時54分 休憩

午後3時05分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位11番、竹村知子議員。

〔13番 竹村知子君 登壇〕

○13 番（竹村 知子君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

竹村知子、一般質問をさせていただきます。

本日も傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

1つ目の質問は、子どもへの金融教育の必要性和現状、方針についてお聞きいたします。

成人年齢が18歳となり、若者がお金について1人で判断する機会が増えています。スマホやSNSの社会の

中で自分の身を守るためにも、正しい知識と判断を身につけることが大切とされています。そのようなことは当たり前で分かっていると思われがちですが、昨今、お金にまつわる社会問題や詐欺などの犯罪も頻繁に起きていますので、ここで質問をさせていただきます。

そのようなこともあり、子どもへの金融教育の必要性と教育方法についてお聞きいたします。

子どもへの金融教育の重要性について、専門家は4点言われています。1つ、基礎的なお金の知識を理解すること、2つ、健全な財政習慣を築いていくこと、3つ、経済的な自立の促進、4つ、リスク管理の理解ということです。

1つ目の基礎的なお金の知識を理解することについては、金融教育は子どもにお金の使い方や貯蓄の重要性、必要性、投資の基本などを教えることです。限られたお金の中でやりくりをすること、欲しいものを買えるだけのお金ができるまで我慢することや将来の必要なことのために貯金をするなどの知識を得ることによって、将来の金銭管理に自信を持てるようにします。

2つ目の健全な財政習慣を築いていくということについては、早い段階から正しいお金の管理方法を学ぶことで将来的に無駄遣いや借金を避けることができるようになります。

3つ目の経済的な自立の促進では、金融教育は子どもが大人になったときに自分自身の経済的な決定を自信を持って行えるようにするため土台を提供します。

4つ目のリスク管理の理解では、投資や貯蓄に伴うリスクについて学ぶことで、子どもたちは適切なリスク管理のスキルを身につけることができ、将来、お金に関して何らかのトラブルに見舞われることがあっても対処しやすくなります。

このように、子どもへの金融教育は子どもの将来において非常に大切な役割を果たすと思っています。

そして、小さいうちから金融教育に触れることが身につきやすいと言われています。

また、日本の金融教育は諸外国に比べて遅れている傾向です。諸外国では小学校から金融教育が必修化されて、お金の教育が根づいています。ある調査によると、学校などで金融教育を受けた人の割合は日本が7%に対して、アメリカは20%と日本の約3倍でした。

日本では2022年度に高校の家庭科で資産形成の授業が必修となったようです。その背景には、民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が18歳になったことが関係しています。法律上は自分一人で18歳から契約が行えるようになるため、自立した消費者になることの大切さや社会や環境の変化、リスク管理などの大切さを若いうちから学ぶことが大切です。

昨今の社会問題となっているカード一枚でお金が借りられるようになり、多額の借金が返せなくなって生活困窮をしている若者や、SNSや電話などでお金もうけができるという言葉巧みな情報にだまされて闇バイトや犯罪に巻き込まれるケースも多々あります。

政府の広報も電話やSNSでお金に関する話が出たら全て詐欺と心がけ、防衛策を呼びかけています。このようなことも子どもたちに教え伝えることが大事かと思えます。

上伊那近隣の中学校では、地元の銀行が中学3年生を対象に金融や人生の備えについて理解を深めてもらう出前講座を開催しています。便利なサービスや商品の解説や家計管理や将来に向けた生活設計、クレジットを使うときの注意点、SNSなどの様々なトラブルに遭ったときは相談窓口で相談をするなど、正しい知識と判断力を

身につけることなど、銀行員が説明をされたそうです。ある地域では教職員向けに講座を実施しているところもあるようです。

質問ですが、子どもたちへの金融教育の必要性をどう捉えていますでしょうか。小学校、中学校での金融教育の現状、教育方針をお聞きいたします。

以上で壇上にての質問といたします。

〔13番 竹村知子君 降壇・質問席へ移動〕

〔教育長 本多俊夫君 登壇〕

○教育長（本多 俊夫君） 初めに金融教育の必要性についてお答えいたします。

2022年の4月から高等学校学習指導要領が年次進行で実施されまして、家庭科等において金融教育が必修化となりました。子どもたちが主体的に行動できる態度を養う金融教育は必要であると考えております。金融教育を行うことで、お金や金融の様々な働きを理解することでお金に対する健全な価値観を持ち、自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりにつながると考えております。

議員、御指摘のように、最近頻発しておりますSNSなどを利用した犯罪やゲームの課金問題等々、少なからず金融教育の欠如が招いた結果と考えられます。家庭や学校はもちろん、金融関係者、地域など、全てを挙げて様々な角度から指導していくべきだと考えます。

次に小中学校での金融教育の現状と方針でございますが、主に小学校では家庭科の授業で持続可能な社会に向けて物やお金の使い方を学んでおります。

また、中学校では主に家庭科と公民の授業で金銭管理などについて学んでおるところでございます。

学校での授業だけではなく、金融機関にも御協力をいただきながら、出前講座なども検討してまいりたいと考えております。

なお、高校での金融教育につきましては、東京証券取引所による出前講座や財務省審議官を招いての講演会の実施など、ウミガメプロジェクト及び糸平プロジェクトの一環で市として支援を行っております。

〔教育長 本多俊夫君 降壇〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） ただいまお聞きいたしました。小学校、中学校で家庭科の授業とかで学んでいる、また出前講座も今後検討していくとのことでした。

次に、災害時に拠点となる重要施設の上下水道の耐震化の状況についてお聞きいたします。

能登半島地震で水道の施設や管路の損傷が相次ぎ、最大約14万戸で断水するなど甚大な被害が生じた教訓を踏まえ国土交通省が実施した上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検の結果が、11月1日、公表されました。避難所や病院など、災害時に拠点となる重要施設のうち、施設につながる管路が上下水道とも耐震化をされている施設の割合は約15%にとどまり、対策を急ぐ必要性が浮き彫りとなりました。

調査は7月から10月にかけて全国5,231の上下水道事業者を対象に実施されました。全国2万4,974か所の重要施設のうち、施設につながる管路が全て耐震化されていたのは3,649か所であり、重要施設につながる管路の耐震化率は上水道が約39%で、下水道が約51%と全体に低い水準にとどまっていたということです。

当市の重要施設である小学校区での避難所、病院など、どのような状況でしょうか。

国交省は、今後、全ての水道事業者や下水道管理者に対して、来年1月末までの策定を要請している上下水道耐震化計画に基づき、集中的に耐震化を進める方針だそうです。国交相は、地域の取組を技術的、財政的に支援しつつ、上下水道の耐震化を計画的、集中的に進め、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を図りたいと言われています。

質問ですが、駒ヶ根市の避難所や病院など、災害時に拠点となる重要施設のうち、施設につながる管路が上下水道とも耐震化されている施設の割合の状況を伺います。

そして、国は来年1月今までに上下水道耐震化計画の策定を要請していますが、計画を策定する予定はあるのか、お聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御紹介されました国交省による上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検ではありますが、浄水場や配水池、下水処理場、ポンプ場などの急所施設と避難所や拠点病院などの重要施設に接続する上下水道の管路の耐震化状況を調査したものであります。

まず駒ヶ根市における重要施設であります。

今回の調査における重要施設は地域防災計画で定められている避難所や医療機関等でありまして、災害時に上下水道機能の確保が必要な施設とされています。駒ヶ根市では、拠点避難所となります5つの小学校の体育館と救急告示医療機関としての昭和伊南総合病院の合わせて6施設となります。

次に耐震化状況であります。

現在、水道事業につきましては、浄水場や配水池等の急所施設、重要施設に接続する水道管路はおおむね耐震性能が確保されております。

一方、下水道事業であります。駒ヶ根浄化センターが、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要な箇所があります。また、重要施設と接続する下水道管路につきましても液状化によるマンホールの浮上対策への調査が必要となっております。このため、下水道施設の整備が今後の課題であります。

次に上下水道耐震化計画であります。

国交省が求める来年1月末の策定に向けて、現在、市として作業を進めているところであります。

計画の期間は令和7年度から11年度までの5年間でありまして、5年ごとに更新するとされております。

当初の5年で下水道事業の急所施設である駒ヶ根浄化センターの耐震補強を行い、次の計画で液状化対策等について、地盤の流動性など、土質調査を行った上で必要箇所の耐震化を進める予定としております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） ただいまお聞きいたしました。上水道は、ほぼ、おおむね耐震をされているということで、下水道は必要な箇所があるということをお聞きいたしましたので、また対応のほうをよろしく願います。

次に、若年女性が都会に流出する現状と対策をどのように考えるかをお聞きいたします。

上伊那地域の行政や企業でつくる若者人材確保事業実行委員会では、先月14日に「女性が輝く上伊那になるために」とのテーマの講演会が行われました。そこでは、人口動態の研究者の天野馨南子さんが若年女性が都会に流出する背景や実態を解説し、少子化対策のためには女性雇用に強いエリアづくりが重要と訴えていました。

私は、この話の内容にとっても共感をいたしましたので、取り上げさせていただきました。

2013年から2023年の10年間で駒ヶ根市では36.1%出生数が減少しています。県全体では出生数の減少率が31.9%であり、駒ヶ根市としては減少率が多い状況です。

そして、婚姻の減少が出生の減少になり、未婚化が少子化の原因であるということです。

特に就職期に大量に若年女性が流出しているために、若い女性の雇用なくして成婚なしとなっている状況だそうです。

また、全国744の自治体が最終的には消滅する可能性があるという分析もありました。その根拠としては、若年女性の人口が2020年から50年までの30年間で50%以上減少する自治体のことだそうです。これは女性が就職で出ていく自治体ということで、ここの歯止めをしなければ将来にわたって改善なしと言われていました。

上伊那地域のこれからお母さんになるかもしれない20代前半のほぼ未婚女性の就職期転出超過は23年までの10年間で男性の約2倍の1,781人に上ると言われています。

駒ヶ根市ではどのくらいの若年女性が流出しているのでしょうか。

その背景や理由としては、地元には会社はあるけれど、働きたい仕事、働きがいのある仕事は地元では見つからない、テレワークなどIT化やDX推進の対応の遅れ、男性のみの採用を想定した高校での就職説明会や広告、都会と比べて収入が少ない、公共機関のサービスが劣る、若者が楽しめる場所や施設が少ないなどの声があります。

また、家事、育児は女性がするものという性別固定的役割分担があります。その風潮が今も根強く残っていて息苦しいというのが女性の本音です。

子どもを持つ女性からは、自然が豊かで、子どもが伸び伸びと育児ができる環境だと思うが、働く場所がないと子育てをするのが難しいという声もあります。

今年6月に公明党長野県本部青年局が県内の青年向けに若者に選ばれる信州、誰もが住みやすい信州をつくるために青年の県民1,300人にアンケートで声を収集しました。

その結果の内容は、同世代の若者との出会いの場がない、男女間の就業較差があるなど、将来の経済的な不安を解消したいというニーズがありました。さらに、このようなことを行政へ相談する人は少ないことが分かりました。

また、そのほかの課題としては、公共交通機関が少なく、車がないと生活できないが、ガソリン代が全国で一番高いなどの課題がありました。

このような課題を解決するため、阿部県知事に要望書を提出いたしました。

内容としては、若者単身世帯向けの居場所づくり、インターネット上の仮想空間——メタバースを活用した新たなコミュニケーションの場の創設、AIオンデマンド交通、通学、通勤に対する補助など、また運転免許取得の補助、ガソリン代の補助などを要望いたしました。

1つ目の質問ですが、若年女性が都会に流出する実態、当市の現状と背景や理由をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

若年女性の転出入の状況であります。

駒ヶ根市の18歳から30歳までの女性を年齢階級別に社会動態を見ますと、高校卒業時であります10代後半で転出超過となり、20代前半もそれが続きます。その後、20代後半からは転入超過に変わります。ただ、全体では転出幅を回復できず、若年女性の社会動態はマイナスという結果になっております。

こうした原因につきましては、御指摘されたような要因が多々あると考えます。

都市部では、専門学校、大学、大学院など、学問、専門を深められる環境が整っておりますし、幅広い業種や職種から希望に合った仕事を見つけられる、給与水準も高いといったことは考えられます。

また、娯楽や文化施設の充実、多様なライフスタイルや価値観が受け入れられる、そうした、様々、社会的・経済的・文化的要因が影響しているものと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） お聞きいたしました。当市としては20代後半から転入があるという状況だそうです。

次に、女性の雇用に強いエリア、駒ヶ根市をつくることが重要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

富山県のある町の町長さんは、手厚い子育て支援をしているのに思ったよりも引き止めにつながらず、若年女性の流出は止まりませんでした。町長は、本当に悔しいと、全国の自治体の子育て支援関係を見てもどこにも負けていないと自負をしているのに、何が原因かを再度掘り下げてみる必要があると思ったと言われていました。

地元を離れた女性たちからは、国や自治体が行う支援は結婚や子育てを前提にしたもので、独身女性へのサポートが少ないのではという声があります。

若年女性の人口流出について、現状、行政が若者女性向け、独身女性向けとか、子どもがいない女性向けのサポートや支援策など、対策をどのくらい考えて考えられているのでしょうか。

駒ヶ根市の地域再生計画には「若者・女性などの地元就業を促進する雇用環境の充実」という取組があります。ここには「高校卒業後、市外県外の大学等に進学し、卒業後も地元に戻らない若者が多く、特に女性が戻ってこない状況があることから、地元就業につなげるため関係機関や地元企業等と連携しながら雇用環境の充実を図ります。」と明記されています。

具体的な施策として3つあります。1つに「若者・女性にやりがいのある仕事づくり」、2つ目に「多様な働き方の実現と働き方改革の推進」、3つ目に「復職支援策の充実」などが挙げられています。

と、このように、数年前から当市ではこのような課題に対して施策を考えられているわけですが、効果、成果の検証はどうだったのでしょうか。

最初に述べました駒ヶ根市の出生数の減少が止まらないことや若年女性の転出が増えている状況を見ますと、もっと積極的にこれらの課題に対して今後取り組んでいく必要があると感じます。

駒ヶ根市で働いていきたい、駒ヶ根市の魅力を感じられるように、企業や経営者の方にもう一步理解や現状の認識を深めていただき、若年女性の雇用について力を入れて連携などを取っていただきたいと感じます。

若い世代のキャリア志向も今は昔とは変わってきています。上伊那地域では、上伊那で働き暮らす若者向けにとか、女性から選ばれる上伊那になるために、若い人材を採用、定着させるヒントなどの講演会も毎年行われていますので、企業や関係機関に広く周知していただいて情報共有していくことが大事ではと考えます。

地元就職者への支援については、例えば特定制度、駒ヶ根に長く住み続けるほどその土地ならではの特産品がもらえるなどの特典をつくることも地域に対する愛着を高めるために有効ではないでしょうか。

数年前、私が要望、提案いたしました、現在、駒ヶ根市が行っている奨学金の返還支援事業などは、市民の方からも大変喜ばれています。

子育て支援策は駒ヶ根市でもかなり充実していると思いますが、いかに、子育てと仕事が両立していくように働き方の見直しが不可欠になると思います。

現在の若い人たちは情報を得るためにウェブやSNSをととても利用していますので、それを活用して中高生と企業によるワークショップを企画、運営したり、小中高校生を対象とした出前授業を実施したり、次世代層への働きかけや人材育成に取り組むことも必要ではないでしょうか。

地元のよい点を若い人たちに伝えながら、若者によく見えるように若者から助言をもらうような、意見を聞いていく機会を設けてはどうかと思います。

市では高校生とウミガメプロジェクトを行っていますので、地域への愛着を深めるという意味で、さらに継続して充実した事業にしていきたいと思います。

また、議会でも何人かの議員が紹介をしていましたが、9月から12月にかけて、主権者教育の一環ではありましたが、赤穂高校生との未来会議を行い、高校生の視点で、まちづくりなど、議場で発表をしてもらいました。駒ヶ根市の魅力や現実の課題をお聞きし、高校生の発想やアイデアは夢を追うというようなものもありましたが、現実をよく見ていて、地域の課題解決につながるようなすばらしい発表でした。

女性雇用に関して私が最近お聞きしたことや調べたこと、思っていることを述べましたが、若年女性の支援策も含めて、女性雇用に強いエリア、駒ヶ根市をつくることに関して市長の見解をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、駒ヶ根市では若年女性の社会動態はマイナスとなっております。この状況が続けば、人口減少、あるいは地域、経済、社会に大きな影響を与えることを想定されます。こうした状況は地方共通の課題でありまして、打破するための特効薬を見つけることはなかなか難しい状況です。

また、市だけでできることには限りがあり、国を挙げて取り組まなければ大きな効果は上がりません。国は、地方創生を掲げ、10年にわたって取組を進めましたが、東京一極集中は、むしろ以前より激しくなっています。課題の難しさと、なお取組の不足を示しております。

一方、市として努力は続けなくてはなりません。様々な方策が必要ですが、とりわけ男女の差異なく働ける環境づくりと地域社会における男女共同、この2つの視点が地方にとって重要だと考えます。

1つ目の視点、男女の差異なく働ける環境づくりであります。

近年、市内の事業者の中には、国の女性活躍推進や次世代育成推進支援に基づく一般事業主行動計画の策定等もありまして、女性が働きやすい職場の環境整備について広く認知をされ、支援制度の見直し、社員全体の意識改革、業務の効率化等の取組を進めておられるところが出てまいりました。

女性が活躍できる職場であることを生かして、消費者や取引先等へのPRのほか、優秀な人材の確保を目指し、自社のホームページや求人サイトの活用による採用情報の掲載、あるいは就活中の学生をはじめとした若い世代へ向けた情報発信の強化にも取り組んでおられます。

市としましてこうした動きを応援するため、男性女性問わず、求人サイトや求人広告への掲載、求人用動画等の制作等に関する経費の一部を支援する取組を本年度から始めております。

また、広域連合で取り組んでいる上伊那地域若者人材確保連携協議会にも参画をしております、就活セミナーや大学キャリアセンターとの交流会などに若い世代の地元就職へ向け、取組の強化を進めております。

また、議員、御紹介いただきました講演会、こうしたものも行政関係団体とともに参加をしているところであります。

次に2つ目の視点、地域社会における男女共同であります。

これまで、駒ヶ根市の男女共同参画計画あなたと私のいきいきプランに基づきまして、女性のキャリア支援やワーク・ライフ・バランス等をテーマとしました講座の開催等に取り組んでまいりました。

また、昨年度からは、団体、子育て世代、移住者、学生、企業など、様々な方々に御参加をいただきまして自治組織の在り方検討会を始めております。検討会では、若い人の意見をボトムアップできる自治組織、あるいは駒ヶ根市が必要ではないかといった御意見も出ております。引き続き駒ヶ根市らしいコミュニティーの在り方について検討を進めてまいります。

女性が働きやすく、地域で活躍できる環境の整備は、持続可能なまちづくりを進める上で大変重要だと認識をしております。

第5次総合計画でも女性が活躍できる社会づくりの推進として、企業、地域社会の意識改革、子育て支援、女性の就業継続や再就職に対する支援等に取り組むこととしております。

引き続き、企業、団体などの皆さんと連携を図り、女性、若者の雇用対策、そして御紹介をいただきましたウミガメプロジェクトをはじめ、様々な施策を組み合わせ、よりよいまちを目指して取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） ただいまお聞きいたしました。男女の差異なくってという女性が働きやすい環境づくりについても、企業なども以前とは変わって少しずつ取り組むようになってきたとお聞きしました。そこに市としても支援をしているということをお聞きしましたので、また、雇用対策とか、いろいろな対策の組合せで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に4番目の質問に行きます。耳が聞こえにくい人が円滑に会話ができる庁舎窓口でのサポート体制についてお聞きいたします。

耳が聞こえにくい人が円滑に会話できるよう、軟骨伝導イヤホンを導入している自治体が増えています。この

イヤホンは耳の軟骨に振動を与えることで音を聞こえやすくします。小さな声でも聞き取れるようになり、大きな声で話す必要がなくなります。窓口の係の声がよく聞こえない、大きな声で話して個人情報を知られたくない、そんな心配を解消するために、聞こえにくいをサポートします。来庁者が安心して相談ができます。

福祉課や市民課の窓口で軟骨伝導イヤホンを導入することについてお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

現在、市役所窓口での相談、あるいは申請届出の手続には、耳が聞こえにくい方が来られた場合、筆談、あるいは相談室などへ御案内をして対応しております。

御提案の軟骨伝導イヤホンであります。通常のイヤホンと異なりまして、耳をふさがず、くぼみ部分に装着をして、入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるというものであります。音漏れが少なく、小さな声も聞き取りやすいということで、個人情報や相談内容が周囲に漏れることを防ぐ効果が期待できます。

一般的な補聴器の使用が難しい方にも体への負担が少なく、安心して利用いただけるものと聞いております。

市としましては、加齢による聞こえにくい方、あるいは日常生活で聞こえに対して不安を感じておられる方が窓口で安心して説明を聞くことができる体制にするため、今後、必要な窓口へ導入してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） 答弁をお聞きいたしました。今後、必要な窓口へ導入をしていただくということで、ありがたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に「誰もが投票しやすい環境作りについて」お聞きいたします。

高齢者や障がいのある人が投票しやすい環境を整えるため、投票支援カードやコミュニケーションボードを導入することについてお聞きいたします。

投票支援カードには、投票をする際に代筆のお願いや投票所内で手伝ってほしいこと、例えば声をかけてゆっくりと誘導をしてほしい、候補者名を読み上げてほしいなど、手伝ってほしいことなどを選べる項目の記載や要望を記入できるものです。記入後、投票所の係員に渡すとサポートを受けられる仕組みです。市のホームページから印刷をして持参することでスムーズな投票につなげることができます。

また、コミュニケーションボードとは、困り事や希望する支援をイラストと文字で表記し、指を差すことで意思を伝えることができるものです。

また、クリアファイルを加工して作成した投票用紙記入補助具を取り入れ、選挙の投票用紙に自分で記入したいという視覚障がい者を手助けをするものもあります。

いずれも総務省のほうで取組の事例が出ていますが、このような支援カードやコミュニケーションボードを用いている選挙管理委員会があります。

何らかの配慮が必要と思われる場合にどのような手助けが必要かを本人に確認をするツールとなっています。

高齢者や障がいのある方など、誰もが投票しやすい環境づくりのため、投票支援カードやコミュニケーションボードの導入を提案いたしますが、見解をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔選挙管理委員会事務局長 中嶋憲一君 起立〕

○選挙管理委員会事務局長（中嶋 憲一君） 高齢者や障がいのある方への投票支援についての御提案ですが、議員からの御説明にありましたとおり、投票支援カードは、投票所において支援が必要な方が口頭で伝えることが難しい場合などに対応してほしい内容をあらかじめ記入してきていただく用紙のことであります。

駒ヶ根市選挙管理委員会としましては、現在、支援カードは用意しておりませんが、カードへの記載内容を含め導入について検討してまいります。

また、コミュニケーションボードであります。投票所で想定される困り事や支援が必要な内容をイラストや文字でお示しし、対応してほしい内容を差していただくことで投票所の係員に自分の意思を伝えることができるものであります。

市内の各投票所には、県の選挙管理委員会が作成し市町村に配付されている投票用コミュニケーションボードを選挙の際には既に配備してきております。

高齢者や障がいのある方に対しましては、コミュニケーションボードの利用につきまして周知するとともに、投票事務従事者には、コミュニケーションボードの活用を含め、ゆっくりと丁寧にコミュニケーションを取るなど、配慮することを再度確認し、これからも投票しやすい環境づくりに進めてまいります。

〔選挙管理委員会事務局長 中嶋憲一君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） ただいまお聞きいたしました。投票支援カードは導入について検討していくと前向きな答弁をいただきました。また、コミュニケーションボードは既に配置をされているということなので、さらに周知をしていただいて、使いやすく、お願いいたします。

最後の2つの質問は、高齢者、障がいのある方など、誰もが安心して暮らせる人に優しいまちづくりを目指すものと思っています。駒ヶ根市の皆さんが安心して快適な暮らしができますよう、さらに取り組んでまいりたいと思いますので、以上で私の一般質問を終わります。

〔13番 竹村知子君 着席〕

○議長（小原 茂幸君） これにて竹村知子議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後3時55分といたします。

休憩。

午後3時46分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位12番、福澤美香議員。

〔4番 福澤美香君 登壇〕

○4番（福澤 美香君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

今年最後の一般質問をさせていただきます。

議会番号4番、会派創風すずらん福澤美香です。

前回声が小さくて聞き取れなかったという御指摘がありましたので、なるべく大きい声で発言したいと思いません。

1つ目は防災行政無線のチャイム音声について、2つ目3つ目は自治組織についての質問です。2つ目3つ目の自治組織については、ほかの議員の方々とちょっと回答がかぶるようなことがあるかもしれませんが、最後までよろしく願いいたします。

まず1つ目の防災行政無線のチャイム音についてです。

今年7月7日の市制施行70周年記念式典がありました。功労者の表彰や駒ヶ根市に工場がある宮澤フルートさんによる記念演奏、JICA理事長様による記念講演などがあり、改めて駒ヶ根市の魅力を再発見できる式典でした。

その式典で、私は初めて、「駒ヶ根市の歌」というものが存在していて、宮澤フルートの開発、演奏家を務める竹下正登さんが駒ヶ根市をイメージして作曲した「赤穂の丘より」という曲が駒ヶ根市のオリジナルであることを知りました。御存じの方も多いかと思いますが、私のように知らない市民の方もいらっしゃると思いますので、少し説明させていただきます。

駒ヶ根市をイメージした「赤穂の丘より」は昨年7月に吹奏楽用にアレンジした楽譜を宮澤フルートさんから寄贈していただいたばかりの新しい曲ですが、駒ヶ根市の歌は、今からちょうど60年前、昭和39年——1964年の市制施行10周年の記念事業として歌詞を全国から公募したそうです。101点の応募作品の中から詩を選考し、作曲は1962年の東京オリンピックのファンファーレ作曲者である諏訪市出身の今井光也さんに依頼して誕生したものだそうです。

市の歌ができた当初は、有線放送で流したり、様々な行事で歌うなど、普及に力を入れていたようで、市民の方々が耳にする機会も多かったようです。

今では、記念式典や成人式など、市の主催の行事で歌うこともありますが、そのようなイベントに参加しないと聞く機会はあまりないように感じます。

70周年の式典で「駒ヶ根市の歌」を聞いたときに私が思ったのは、市役所に電話したときのあの保留音が「駒ヶ根市の歌」だったんだということです。市役所の電話交換の方はとても手際よく担当部署に取り次いでくださるので、私はいつも前奏のところくらいしか聞けないので、「駒ヶ根市の歌」はフル演奏で聞いたことがなく、前奏しか知りませんでした。正式な曲で聞いたのは初めてでしたが、以前より耳にしていた歌だったということです。

そこで、市長や関係部署の方々に御提案です。

現在、駒ヶ根市では、お昼前の11時30分は、皆さんよく御存じの学校で広く利用されているチャイム音「ウェストミンスターの鐘」が流れ、夕方18時には「夕焼け小焼け」が流れていますが、先ほどからの「駒ヶ根市の歌」や「赤穂の丘より」のメロディーを防災行政無線チャイムとして流してはいかがでしょうか。

というのも、私が以前住んでいた宮田村では毎日お昼の12時になるとある曲が流れるのですが、毎日、私は何でこの曲が流れるのかなとずっと疑問に思っていたのですが、ある日突然、当時保育園に通っていた子どもがこの曲を歌詞つきで歌い始めたので聞いてみると、今日、保育園で教えてもらった宮田村の歌のだよと私が教えてもらいました。そのときに初めてお昼に流れているあの曲は宮田村の歌だったんだと10年以上たってから知

りました。

「心をこめて いつまでも」というのが、後ほど調べて分かった曲名なのですが、歌えなくてもメロディーは毎日聞いているので耳が覚えているのです。このような経験から、毎日、定時のチャイム音で「駒ヶ根市の歌」や「赤穂の丘より」を流せば、市民の方々は毎日必ず耳にする機会ができますし、観光客の方や駒ヶ根市にたまたま用事で来ている市外の方にも聞いてもらうことができます。

音源を使用するのにかかる費用ですとか、どの程度かかるかは調べておりませんが、宮澤フルートさんの「赤穂の丘より」は著作権の関係があると難しいかもしれませんが、「駒ヶ根市の歌」であれば駒ヶ根市をPRできるいいツールだと思うのですが、いかがでしょうか。

以上の提案をもちまして壇上からの質問とさせていただきます。

〔4番 福澤美香君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

防災行政無線のチャイムやメロディーであります。これは正常に作動するかテスト用として毎日流しているものであります。

チャイムの代わりに「駒ヶ根市の歌」を流してはどうかという御意見は、以前から市議会での一般質問、あるいは市長への手紙などでもいただいております。検討を続けてまいりました。

防災行政無線は令和6年度から7年度にかけてシステム改修工事を予定しております。これに合わせて、午前11時30分のチャイムを「駒ヶ根市の歌」に変更するよう準備を進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔4番 福澤美香君 起立〕

○4番（福澤 美香君） 回答をお聞きいたしました。採用されると思わなかったのですが、ありがとうございます。

今回、この防災行政無線チャイムについて少し調べてみたところ、宮田村のほかにも、伊那市でも「伊那市の歌」という曲を夕方に流しているようです。

また、東京の八王子市では、地元出身である松任谷由実さんの曲「守ってあげたい」のメロディーを小学校の下校時間に防災行政無線で流し、保護者や地域の方の地域ぐるみで子どもたちを守るきっかけになるよう取組をしているそうで、防犯と地元の資源をうまく活用していて面白い取組だなと感じました。

8月に総務産業委員会で視察に行った伊万里市では、防災行政無線ではありませんが、今は老朽化して動かない伊万里焼のからくり時計が町の中心地にあり、時計が壊れる前は1時間ごとに音楽が流れるようになっていたようです。1日10回流れる曲のうち3回が「伊万里小唄」「伊万里行進曲」「伊万里音頭」と、地元の曲が流れるようになっていました。

子どもの頃から毎日、お昼、または夕方の定時に「駒ヶ根市の歌」を聞いて育った子どもたちが、やがて進学や就職で駒ヶ根市から出ていってしまっても、駒ヶ根の実家に戻って、帰ってきたときに、この「駒ヶ根市の歌」をチャイムで聞いたとき、この曲、夕方に流れてたなですとか、駒ヶ根に帰ってきた気がするななどと懐かしんでくれるのではないかと思います。何だか私はほほ笑ましくていいなと感じていました。

今月1日の市民音楽祭では、伊藤市長の指揮で会場全員による「駒ヶ根市の歌」の合唱で開幕し、ふるさとへの思いを一つにしたと長野日報の記事にありました。

先ほど市長がおっしゃっていらっしゃったように、今年度は行政無線の改修工事が行われますので、このタイミングでチャイムとして使っていただけるのは本当にありがたいなと思いました。

それでは次の質問に移ります。

先日、池田議員が定例議会や議会全員協議会などで出席されるのはほとんどが男性の部課長で、女性職員が非常に少ないと問題提起をされておられました。

今、この議場を見渡しても、議員と執行部の合計26人、そのうち女性は議員の5人のみ、19%で、事務局の昨日は男性3名でしたが、その3名を加えても比率はさらにさらに下がってしまいます。

今回、私は地区役員における女性参画推進の取組についてお尋ねします。

政府は2003年に社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待するという目標を設定しています。この30%という数値は、当時の世界的な標準と同等な数字だそうです。

結果は、2020年の時点で管理職に占める女性の割合は13.3%と目標は達成できなかったため、2020年代のできるだけ早い時期に30%にすると再設定しております。

昨日の国会答弁でも男女比率が議題に上がっており、今の世界的基準は50%だと言っていました。

このように、以前から女性活躍の重要性が言われ続けており、最近では防災の面においても避難所での女性目線での備えが不可欠と言われ、様々なセミナーが開催されていたり、議会や組織に女性が加わり活躍することで今までとは違う視点やアイデアが生まれ、バランスの取れた施策や方針が生まれやすくなると言われています。

ですが、現在の駒ヶ根市の区長は全員が男性です。地区役員もほとんどが男性、一部の女性部、婦人部が残っている区では部長に女性が就いているところもあるようですが、ごく少数です。

駒ヶ根市の第5次総合計画の基本目標の1番目「ひとづくり」の中にも男女共同参画社会づくりの推進という基本計画が含まれていますが、あまり進んでいないように思います。

女性の参画推進をという話をすると、ほとんどの男性から女性が役員になれないという規定はない、ぜひ女性にも活躍してほしいという回答が返ってきます。では、想像していただきたいのですが、区長が女性、地区役員も全員女性の自治組織で、男性は役員を引き受けてくれるでしょうか。

先ほどの議会の場合も同じです。市長、副市長、教育委員長ほか執行部が全員女性、議員も15人中13人が女性、男性はたった2人だけ、これは10年前の駒ヶ根市議会の構成比率を逆にした数字ですが、このような環境で男女共同参画を推進していると言えますでしょうか。

市長と議員は選挙で選ばれていますので、また少し基準が違うとは思いますが、ある女性が現状を男子校の中で女子高生が一人二人で頑張るようなものだとおっしゃっていました。

まずは女性が参加しやすく、また参加したいと思えるような環境づくりを整備する必要があると思っています。

これは先ほど竹村知子議員が質問した若い女性がなぜ地方に戻ってこないかという課題にもつながっていると私は考えています。

市民や組織が自主的に女性役員を増やしていくことが大前提で、一番大事ではありますが、先ほど説明したと

おり、なかなか難しいのが現状です。

そこで、最初のきっかけづくりになる取組や環境整備を行政から始めることも重要なのではないのでしょうか。

例えば、現在、駒ヶ根市では防災士の資格を取得の際3万5,000円を上限として支援補助金を出していますが、女性役員の区に対してプラスアルファの補助金を上乘せするのはいかがでしょうか。このプラスアルファは役員になられた女性御本人が活用されてもいいですし、その自治区内の住民であれば、女性男性に問わず利用できるようにすれば不公平感もあまりなく、区内に防災士が増えるきっかけになれば、その自治組織にとっても市にとってもメリットはあるのではないのでしょうか。

補助金という形じゃなくても構わないのですが、きっかけづくりになるような施策を検討する考えはありますか。

〔4番 福澤美香君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

自治組織の役員につきましては、その選出に当たりまして、区や自治会など、自治組織の皆様がお決めいただいております。市としましてはこの決定を尊重するものと考えております。

一方で、市は、男女共同参画計画に基づき、男女がそれぞれの人権を尊重し、あらゆる分野で個性、能力を發揮して責任を分かち合い、自分らしく生きることのできる社会を目指し、推進をしております。

自治組織でも女性が活躍できる環境が整っていくことは期待したいと考えております。

ただ、そのために、市として、区に対してです、御指摘のような優遇措置を導入することは考えておりません。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔4番 福澤美香君 起立〕

○4番（福澤 美香君） 市長もおっしゃるとおり、行政から押しつけるのではなく、住民自ら決定して男女共同参画を進めていくことが理想だと私も考えます。

ですが、駒ヶ根市では平成22年——2010年に駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例を制定してありますが、市民の自主性に任せて、制定から14年たった今、共同参画の社会づくりがどれだけ進んでいますでしょうか。

14年前よりは少しでもよくなっていると思いたいところですが、そこで2つ目の質問です。どこの区に何人女性役員がいるのか、どのような役で就いているのかを数字で見ることにより、ほかの区に比べて自分の区は女性がいないうえとか、また自分の区は女性が活躍しているエリアなんだなど、各自治組織の課題も見えてくると思います。

各区を競わせることが目的なのではなく、ある程度の指針や目標値がないと現状は変わらないと私は思いますので、市報などで各区の女性役員の人数や割合などを公表し、行政として目標値を定めるのはいかがでしょうか。

〔4番 福澤美香君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

区の役員の女性割合の目標値につきましては、令和4年に策定をいたしました駒ヶ根市男女共同参画計画あなたと私のいきいきプランで、地域の方針決定に女性が関わる割合として、市全体として区役員の女性割合を令和

8年度に20%とすることを目標としております。

毎年、区長会を通じまして地区女性役員の参画状況調査を行っておりまして、地区役員における女性の割合は平均5～6%程度で推移をしております。こうした調査を依頼する際に前年度の調査結果を公表しております。

男女共同参画の視点から、男女ともに地域活動の方針決定の場に参画できるよう、翌年度の役員選考に当たりましては御配慮をいただくようお願いをしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔4番 福澤美香君 起立〕

○4 番(福澤 美香君) 市のほうでも公表しているということで、私の調査不足で、失礼いたしました。

昨年——令和5年度の地区別女性役員の参画状況は役員243人中12人でした。その12人中5人が女性部の部長、副部長です。また、12人といっても、全体——243人中の——先ほど市長もおっしゃっておられましたが——4.9%で、5%にも満たない人数です。

先日、地区別の内訳を見せていただきましたが、1つの区で3人の女性がいる区もありましたが、女性が1人もいない区がほとんどでした。

漠然と何人という指標ではなく、各地域に1名、女性部、婦人部以外でも1名は役に就くなど、ある程度、強制的にというわけではありませんが、努力目標という形でお願いしないと何年たっても進まないのではないかなと感じます。

そこで3つ目の質問です。

行政からの働きかけだけでなく、もちろん女性本人や組織内の意識改革も必要だと思っています。

多くの企業で女性の意識改革を進めるためのセミナーを定期的で開催し、女性本人だけでなく、組織や上司の意識改革を行うアンコンシャスバイアス研修も実施しているそうです。

大体、女性に役をお願いするときには、私にそんな大役は無理、あの人だから役員が務まるというふうにおっしゃるのですが、そういう意識をできる範囲でお手伝いできるかもしれないというような前向きな気持ちに変えるセミナーや、年配の方々の行事の賄い系は女性に任せたいほうがいいですとか、女性には力仕事ができないというような、男性、女性、両方の可能性を狭めてしまう考えを少しでも減らす意見交換会などを定期的で開催してはいかがでしょうか。

〔4番 福澤美香君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長(伊藤 祐三君) お答えをいたします。

市は男女共同参画社会を目指す講座といたしましてあなたと私のいきいき講座を毎年3回ほど開催を続けております。今年度はジェンダー平等と家族で考える防災食をテーマに2回開きました。

来年1月19日にはワーク・ライフ・バランスに関連をいたしまして家族で始める整理・収納講座を予定しております。ぜひ御参加をいただければと思います。

令和3年に行いました男女共同参画市民意識調査では、地域活動に女性リーダーが少ない原因としまして、役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされている、女性自身が責任ある地位に就きたがらない、女性は育児や家事が忙しく地域活動に専念できないということが上位に挙がっております。

また、先ほどの地区女性役員の参画状況調査の回答の中には、女性役員の登用をしたいが断られてしまう、女性に限らず役員選考が年々難しくなっているという区もございました。

今後開催していく講座のテーマに地域活動への男女共同参画の促進や固定的性別役割分担の意識改革などに関するものも取り入れ、引き続き継続をしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔4番 福澤美香君 起立〕

○4 番（福澤 美香君） 適宜セミナーを開催されているとのことでしたので、今後も積極的に開催していただき、多くの方々に参加してもらえよう働きかけも併せて行っていただければと思います。

女性役員がいる区を優遇するような施策や数値化して可視化することは、逆に女性へのプレッシャーになるのではないかというお話もありますが、男女共同参画の社会づくりとは、そういう女性へのプレッシャーになるのではという考えをなくし、女性や若い方々が参画することが当たり前という意識に変えていくことから始めると私は思っています。それが世界標準の50%という数字ではないでしょうか。

行政自治組織は一般企業とは違いますが、大企業の株主総会でも役員選任議案において役員に女性が一人も入っていないという理由で海外の投資家から反対案が出たことから、日本の企業の意識改革が問われているというニュースもありました。

これからは男性主体の組織であることのほうが閉鎖的なイメージにつながり、意識改革のできない組織としてのプレッシャーに変わっていくのではないのでしょうか。

政府でも、2020年代までに30%というような数値目標の下、トップダウンの施策を進めていますので、ぜひとも、いま一度、市民からのボトムアップだけを期待するのではなく、駒ヶ根市でも環境整備を整えるという市政からのトップダウンも検討していただければと思います。

最後の質問になります。

昨日、押田議員からも質問がありましたが、自治組織の在り方検討会についてです。

検討会についての説明は押田議員もされていますので省略いたしますが、検討会が最終的に提案書を提出する来年12月以降についてお尋ねいたします。

現在進行中である検討会の今後について、なぜこのタイミングでこの質問をするかといいますと、議員になりました約1年間、定例会も4回目になりますが、私を含め、ほかの議員の方々が様々な側面から執行部に質問した際、その問題は自治会の在り方検討会で検討してまいりますというような答弁が何回かありました。

それでは、検討会でも議員が問題提起した内容を含めてきちんと話し合いを進めているのかですとか、また検討会として提案書を出しただけで終わってしまったのは、ただ検討しただけで、議員たちが質問した回答にはならないと思ったからです。

先ほど大きな2つ目の質問で質問した男女共同参画の話も、在り方検討会でと回答されるのでは困るなと思われましたので、併せて今回質問させていただきました。

検討会、やっています、提案書、作りました、次は各自治組織でお願いしますという形になってしまうと、検討会やりましたアピールだけで、その次に続く、どうやって各地区に落とし込んで実施していくかなどの明確な次のアクションがあるのか、参加されている委員会のメンバーのお話やホームページに載っている検討会の議事

録だけではちょっと私には分からなかったので質問させていただきます。

そこで、2つ質問用意をしたのですが、昨日の市長からの答弁でほぼほぼ回答いただけたのではないかなと思っていますが、質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、この提案書が提出された後は、その提案書に沿った取組など、行政から各自治組織に努力義務のような形で通達されるのか、また、2つ目の質問として、その後、定期的に効果が表れているか、また実施した際に出てきた新たな課題など、引き続き調査やヒアリングなどを行う予定があるのか、お聞かせください。

〔4番 福澤美香君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

自治組織の在り方検討会の提言であります。

検討会は、昨年12月から、おおむね2年程度をかけて提言書をまとめようということで、目指して進めております。

区や自治会などは地域内自治を進める役割を担っておりまして、地域づくりにおいて市と車の両輪であります。

昨日、押田議員にお答えしましたとおり、検討会のまとめる提言を踏まえまして、市民お一人お一人が御自身が所属される自治組織をどうしたいのか、御自身のこととして考えていただき、それぞれの組織で議論が始まるきっかけとなることを期待をしております。

したがいまして、自治組織に対して市が一律に方向を決めたり、努力義務を課すといったことは考えておりません。それぞれの地域でそれぞれにふさわしい組織や仕組みを地域の皆様の英知を結集して創出し、それぞれに合った地域づくりを進めていただくことが大原則であると考えております。

次に、市が効果を図るための調査などについてもお尋ねをいただきました。

これも、押田議員にお答えをいたしましたとおり、区や自治会が地域づくりを推進していくことは、協働のまちづくり条例が目指す在り方の一つであり、市は自治組織の活動を尊重する立場にあります。

したがいまして、活動を監督するような調査などは行うことは考えておりません。

地域の皆様に組織の在り方を検討していただくことにつきまして、市は、その活動を尊重し、対等の立場で議論の環境を整えてまいります。地域内の合意を踏まえて行われる活動ですので、無理をせず、緩やかに改善を行っていくことも有効だと考えます。

市全体の指標としましては、自治組織の加入率があります。総合計画の中でも目標を掲げております。各地域の推移を共有して分析を行ってまいります。

あくまでも、自治組織、自治会は、その土地で暮らす住民の皆さんがお決めになり、運営するためのものがございます。市が何か強制的に枠組みを決めて方向づけをするものではございません。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔4番 福澤美香君 起立〕

○4番（福澤 美香君） 答弁、お聞きいたしました。

在り方検討会の取組は、私も議事録を毎回読んで、最終的にどのような提案書になるのか、関心を持っていつ

も見ています。委員会の方々も日々お忙しい中で、今後の駒ヶ根市のためと思い、参加して御尽力されていると思いますので、すぐに結果が出るような内容ではないとお話もありましたが、ぜひとも有意義な検討会にしていただき、これまで議員が課題に上げた内容も反映していただいた提案書にしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

〔4番 福澤美香君 着席〕

○議長（小原 茂幸君） これにて福澤美香議員の一般質問を終結いたします。

予定された一般質問はこれで全て終了しました。

暫時休憩といたします。再開は午後4時35分といたします。

休憩。

午後4時26分 休憩

午後4時35分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第3

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

について、以上、補正予算1議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（小澤 一芳君） 議案書78—1ページ、タブレット1ページを御覧ください。

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）の提案説明を申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,250万円を追加し、予算の総額を178億9,496万9,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正でございますが、生活保護費の医療扶助費等に係る支払額の増加に伴うものや子ども・子育て支援交付金の過年度分に係る返還金の補正などがございます。

詳細は事項別明細書で説明させていただきますので、議案書の78—4・5ページ、タブレット4ページを御覧ください。

まず歳入でございますが、16款 国庫支出金、1項3目 民生費国庫負担金は生活保護に係る国の負担分、2項3目 民生費国庫補助金はファミリーサポート助成事業に充てるもの、17款 県支出金、2項3目 民生費県補助金はファミリーサポート助成事業に県補助金を充てるもの、21款 繰越金は、今回の補正の一般財源分として一般繰越金を充てるものでございます。

議案書78—6・7ページ、タブレット6ページを御覧ください。

次に歳出でございますが、款3 民生費、2項1目 児童福祉総務費、タブレットの7ページになりますが、御覧いただきまして、児童福祉総務管理事務であります。18節の負担金、補助金及び交付金はファミリーサポート助成事業に係る費用の計上と、22節の償還金、利子及び割引料は子ども・子育て支援交付金の過年度分に係る国への返還金の計上であります。

次に3項2目 扶助費であります。生活保護費支給事業に係る扶助費を追加するものでございます。

次ページ、議案書78—8・9ページ、タブレット8ページを御覧ください。

款10 教育費、2項2目 教育振興費。

タブレット9ページ、議案書78—9ページを御覧いただきまして、小学校教育振興事務であります。赤穂南小学校合唱団の全国大会の出場が決定しましたので、出場に係る費用を計上するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午後4時45分といたします。

休憩。

午後4時39分 休憩

午後4時45分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第4

先ほど提案されました

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

について、以上、補正予算1議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号については、タブレットに配付してあります議案付託表のとおり教育民生建設委員会に付託いたします。

教育民生建設委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明12月13日から12月18日までは委員会審査などのため休会とし、12月19日、午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

○局 長（下平 和弘君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午後4時46分 散会